

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月26日

【事業年度】 第15期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 コムシスホールディングス株式会社

【英訳名】 COMSYS Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加賀谷 卓

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448 - 7100

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 尾崎 秀彦

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448 - 7100

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 尾崎 秀彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (百万円)	331,341	328,631	320,654	334,163	380,024
経常利益 (百万円)	28,078	28,121	24,223	25,341	30,706
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	16,389	16,767	15,420	14,485	20,390
包括利益 (百万円)	16,896	20,249	12,546	15,399	22,260
純資産額 (百万円)	179,414	194,038	196,543	202,943	231,767
総資産額 (百万円)	250,561	264,019	266,066	284,367	328,192
1株当たり純資産額 (円)	1,514.73	1,682.70	1,764.13	1,848.33	2,008.42
1株当たり当期純利益 (円)	136.08	142.72	136.75	129.96	178.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	135.34	141.90	136.18	129.52	177.89
自己資本比率 (%)	71.1	73.0	73.4	70.9	70.1
自己資本利益率 (%)	9.4	9.0	7.9	7.3	9.4
株価収益率 (倍)	11.89	10.41	12.71	15.30	15.90
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24,185	26,575	13,089	12,545	28,831
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,228	11,882	7,303	9,940	13,896
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,511	12,199	11,307	12,178	12,499
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	30,915	33,435	28,818	20,879	28,957
従業員数 (名)	9,625	9,931	9,994	10,224	11,581

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
営業収益	(百万円)	3,382	5,495	4,359	9,972	7,867
経常利益	(百万円)	2,567	4,626	3,417	8,965	6,821
当期純利益	(百万円)	2,493	4,658	3,364	8,921	6,757
資本金	(百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(千株)	145,977	145,977	141,000	141,000	141,000
純資産額	(百万円)	80,562	76,263	69,604	70,287	83,162
総資産額	(百万円)	142,808	135,959	137,528	90,968	99,930
1株当たり純資産額	(円)	679.06	660.80	623.07	638.51	721.08
1株当たり配当額	(円)	25.00	30.00	35.00	40.00	50.00
(内 1株当たり中間配当額)	(円)	(10.00)	(15.00)	(15.00)	(20.00)	(25.00)
1株当たり当期純利益	(円)	20.66	39.58	29.81	79.98	59.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	20.55	39.35	29.69	79.71	58.93
自己資本比率	(%)	56.1	55.7	50.2	76.6	82.7
自己資本利益率	(%)	3.0	6.0	4.6	12.9	8.9
株価収益率	(倍)	78.32	37.52	58.3	24.9	48.0
配当性向	(%)	121.02	75.79	117.41	50.02	84.49
従業員数	(名)	45	45	49	55	58

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

3 第11期事業年度の1株当たり配当額25円には、創立10周年の記念配当5円が含まれております。

4 第12期事業年度の1株当たり配当額30円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

5 第13期事業年度の1株当たり配当額35円には、普通配当増配による5円(期末配当額5円)が含まれております。

6 第14期事業年度の1株当たり配当額40円には、普通配当増配による5円(中間配当額5円)が含まれております。

7 第15期事業年度の1株当たり配当額50円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

8 第13期の発行済株式総数は、平成27年11月6日開催の取締役会決議により実施した自己株式4,977千株の消却により減少しております。

## 2 【沿革】

当社は、平成15年9月に日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社（平成17年4月に商号を株式会社三和エレクトリックから変更）及び株式会社T O S Y S（平成24年10月に商号を東日本システム建設株式会社から変更）の3社の株式移転により、純粋持株会社「コムシスホールディングス株式会社」として設立されました。

当社設立以降の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

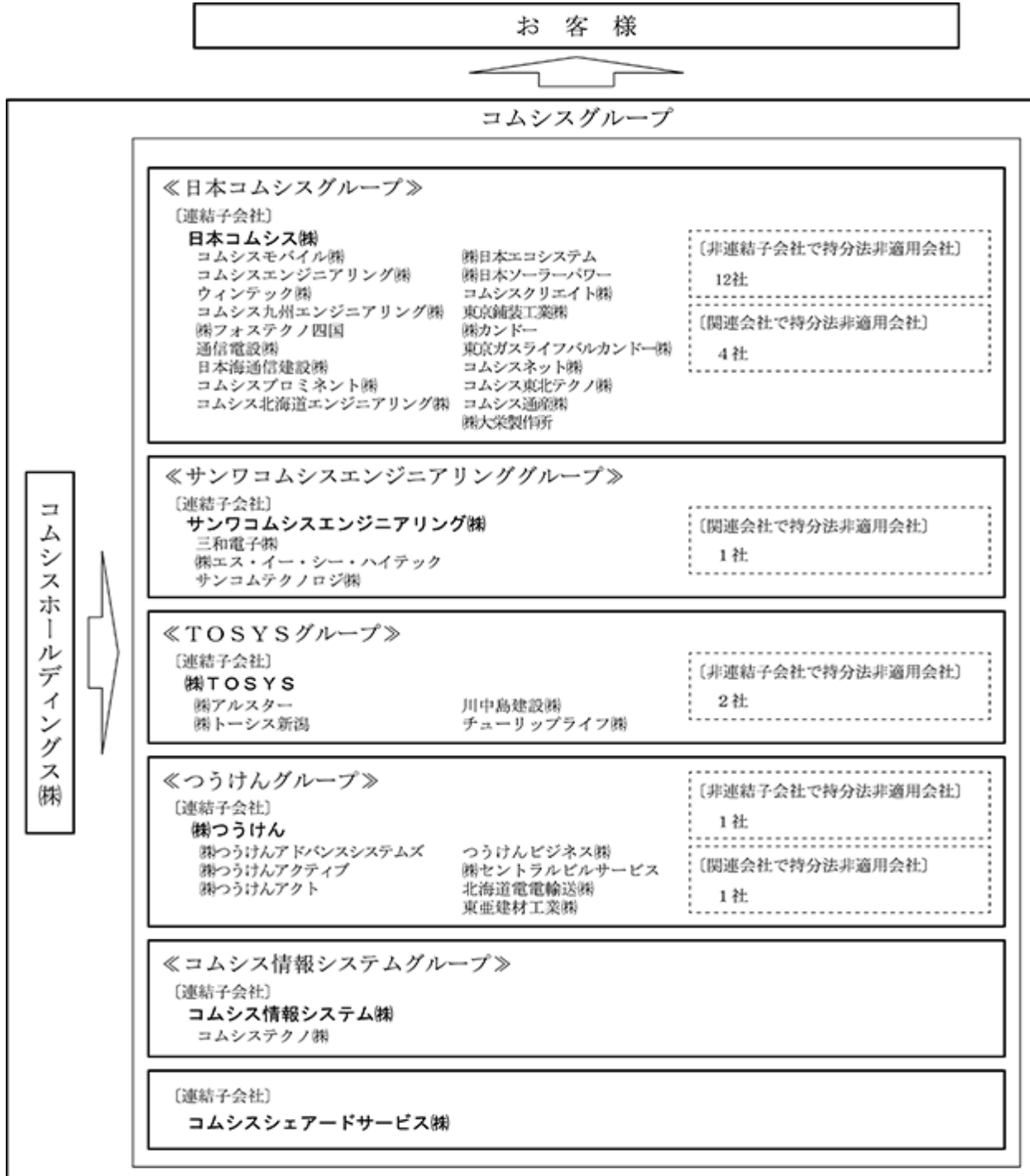
年 月	概 要
平成15年9月	日本コムシス株式会社、株式会社三和エレクトリック及び東日本システム建設株式会社が株式移転により当社を設立。 当社の普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場第一部に上場。
平成16年9月	株式会社三和エレクトリックの第三者割当増資を引き受け。
平成17年1月	株式会社三和エレクトリックのN T T 情報通信エンジニアリング事業を日本コムシス株式会社に集約。
平成17年4月	株式会社三和エレクトリックはサンワコムシスエンジニアリング株式会社に商号変更。 日本コムシス株式会社の電気通信エンジニアリング事業のうちキャリア系ビジネスをサンワコムシスエンジニアリング株式会社に集約。
平成17年10月	株式交換により国際電設株式会社（現 ウィンテック株式会社）を完全子会社化し、同日付で日本コムシス株式会社の完全子会社化。
平成19年4月	コムシスシェアードサービス株式会社を日本コムシス株式会社から当社の完全子会社とし、コムシスグループの共通業務アウトソーシング会社の位置付けを明確化。
平成21年4月	日本コムシス株式会社のI Tソリューション事業のうちソフトウェア開発事業を、新設分割により設立したコムシス情報システム株式会社へ承継し、同日付でコムシス情報システム株式会社を当社の完全子会社化。
平成22年10月	株式交換により株式会社つうけんを完全子会社化。
平成24年10月	東日本システム建設株式会社は株式会社T O S Y S に商号変更。
平成25年2月	株式会社つうけんを存続会社として、北東電設株式会社と合併。
平成25年7月	株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場への上場廃止。
平成25年10月	株式会社つうけんを存続会社として、株式会社つうけんハーテック、株式会社つうけん道央エンジニアリング、株式会社つうけん道北エンジニアリング、株式会社つうけん道東エンジニアリング、株式会社つうけん道南エンジニアリングと合併。
平成29年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。

### 3 【事業の内容】

当社を持株会社とする「コムシスグループ」は、当社及び日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社、株式会社TOSYS、株式会社つうけん、コムシス情報システム株式会社の5統括事業会社に加え、子会社50社及び関連会社6社から構成され、電気通信設備工事業及び情報処理関連事業等を主な事業内容としております。

事業の系統図は概ね次のとおりであります。

平成30年3月31日現在



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

## 4 【関係会社の状況】

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
日本コムシス(株) (注)2、5	東京都品川区	10,000	日本コムシスグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 8名
サンワコムシスエンジニアリング(株) (注)2、5	東京都杉並区	3,624	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
(株)TOSYS	長野県長野市	450	TOSYSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
(株)つうけん (注)2	札幌市中央区	1,432	つうけんグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
コムシス情報システム(株)	東京都港区	450	コムシス情報システムグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
コムシスシェアードサービス(株)	東京都品川区	75	その他	100.0	業務の一部を委託していません。 役員の兼任 1名
コムシスマバイル(株)	東京都港区	54	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
コムシスエンジニアリング(株)	東京都杉並区	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
ウィンテック(株)	埼玉県戸田市	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス九州エンジニアリング(株)	福岡市博多区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)フォステクノ四国	徳島県板野郡	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
通信電設(株)	横浜市都筑区	30	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
日本海通信建設(株)	新潟県妙高市	87	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスプロミネント(株)	大阪市住之江区	34	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス北海道エンジニアリング(株)	札幌市手稲区	20	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)日本エコシステム	東京都港区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)日本ソーラーパワー	東京都港区	40	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスクリエイト(株)	東京都品川区	10	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京舗装工業(株)	東京都千代田区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)カンドー	東京都新宿区	448	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京ガスライフバルカンドー(株)	東京都品川区	100	日本コムシスグループ	66.6 (66.6)	営業上の取引はありません。
コムシスネット(株)	東京都品川区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス東北テクノ(株)	仙台市若林区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス通産(株)	東京都港区	60	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	事務用機器等のリースを受けております。
(株)大栄製作所	神奈川県厚木市	60	日本コムシスグループ	77.4 (77.4)	営業上の取引はありません。
三和電子(株)	東京都千代田区	90	サンワコムシスエンジニアリンググループ	96.0 (96.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)エス・イー・シー・ハイテック	東京都品川区	30	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
サンコムテクノロジー(株)	東京都北区	30	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)アルスター	長野県松本市	40	TOSYSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)トーシス新潟	新潟市西区	42	TOSYSグループ	91.5 (91.5)	営業上の取引はありません。
川中島建設(株)	長野県長野市	40	TOSYSグループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
チューリップライフ(株)	新潟市西区	40	TOSYSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアドバンスシステムズ	札幌市白石区	350	つうけんグループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
(株)つうけんアクティブ	札幌市中央区	80	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクト	札幌市厚別区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
つうけんビジネス(株)	札幌市白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)セントラルビルサービス	北海道釧路市	10	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北海道電電輸送(株)	札幌市白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東亜建材工業(株)	北海道千歳市	22	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシステクノ(株)	東京都港区	50	コムシス情報システムグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 上記連結子会社40社は、いずれも有価証券報告書または有価証券届出書を提出しておりません。また、当社との「資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書」に基づき、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を通じてコムシスグループ相互間で余剰不足資金を融通し、資金の効率化を図っております。

4 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

5 日本コムシス株式会社及びサンワコムシスエンジニアリング株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

日本コムシス株式会社の主要な損益情報等

売上高	198,717百万円
経常利益	19,513百万円
当期純利益	14,502百万円
純資産額	142,993百万円
総資産額	206,073百万円

サンワコムシスエンジニアリング株式会社の主要な損益情報等

売上高	46,375百万円
経常利益	3,898百万円
当期純利益	2,673百万円
純資産額	19,631百万円
総資産額	28,567百万円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本コムシスグループ	6,349
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,478
TOSYSグループ	1,184
つうけんグループ	1,837
コムシス情報システムグループ	527
その他	206
合計	11,581

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。なお、当連結会計年度末における臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません(以下「(2)提出会社の状況」においても同じであります。)
- 2 前連結会計年度末に比べ従業員が1,357名増加しております。主な理由として、平成29年7月1日付の株式交換により、株式会社カンドー及びその子会社である東京ガスライフバルカンドー株式会社を連結の範囲に含めたことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
58	47.8	19.4	9,814,160

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	58
合計	58

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
- 2 平均年間給与は、平成30年3月31日に在籍した従業員の給与の他、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

コムシスグループは、日本コムシス関連労働組合協議会(組合員数2,464人)、サンコムユニオン(組合員数525人)、トーシスグループ労働組合(組合員数711人)、北海道情報通信建設労働組合(組合員数443人)及びコムシス情報システム関連労働組合協議会(組合員数428人)等があり、主に情報産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係については良好であり、特に記載すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針・経営戦略等

コムシスグループは創立以来、社会・経済活動を根底から支え、次世代へと発展させていく様々なインフラ建設に取り組んでまいりました。

具体的には、時代のニーズに合わせて、パートナーともビジネス連携を図り、情報通信インフラ建設をはじめ都市環境整備やICT関連工事、太陽光発電等の再生エネルギー事業に至るまで積極的な事業拡大を続けてきております。

今後の市場環境は大きく変わってまいります。当社グループは、中長期的な展望に立ち、生産性の向上やコスト競争力の強化によって、厳しい競争環境に打ち勝つ「構造改革」の取り組みを継続していく考えであります。その上で、社会の基盤となる重要な公共インフラを先進の技術で構築し、経済の成長や生活の豊かさの実現のみならず、防災事業などによる安心・安全で持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

コムシスグループは、平成26年に10年後におけるビジネス環境を見据えた経営と各事業の目指すべき指標を策定いたしました。

売上高4,000億円以上

営業利益300億円以上

非キャリア系事業（社会システム、ITソリューション）の売上高比率の向上

上記指標の達成に向け、これまで培ってきた通信系インフラ建設に加え、社会生活を支える多様なインフラ建設により、これまで以上の社会貢献と企業価値の向上を目指します。

#### (3) 経営環境及び対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く環境は、情報通信分野におきましては、スマートフォンやタブレット端末の多様化・高機能化に向けた技術革新等、サービス内容やマーケット状況の変化に伴う需要喚起はあるものの、通信事業者の投資構造につきましては、インフラ整備からコンテンツ等のサービスへ転換したことによる設備投資の減少が見込まれるなど、厳しい経営環境が想定されます。

一方、公共・民間分野におきましては、ICTを活用したIoTや東日本大震災の本格復興、国土強靱化施策、再生可能エネルギー事業、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた社会インフラ投資の増加が期待されております。

このような状況のもと、コムシスグループといたしましては、中長期ビジョン実現に向けて、構造改革への取り組みや、民需系事業の拡大及びM&A等のトップライン拡大に努めてまいりました。更に、成長を加速させ中長期ビジョンの早期実現のため、成長戦略として「コムシスビジョン2020」を新たに策定し推進を図っており、具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

#### <主要施策>

事業カンパニー制による売上・利益の拡大

新たな再生可能エネルギー事業の推進

ワークスタイルイノベーションを含む生産性の向上

M&A戦略の継続

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

### (1) 特定取引先への依存に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業はNTTグループ各社を主要取引先とした電気通信設備工事事業であります。その依存度が50%程度あるため、NTTグループ各社の設備投資の規模や構造等の動向により、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

### (2) 安全品質に関するリスク

コムシスグループは「安全・品質と信頼の確保」を最優先に、人身事故はもとより設備事故を含めた「事故の撲滅」を目標に、協力会社を含めた社員研修等の実施により、工事の安全品質管理の徹底に取り組んでおります。しかしながら、万が一、事故を発生させた場合、各取引先からの信頼を失うとともに、一定期間指名停止等による受注機会の喪失や瑕疵担保責任及び製造物責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

また、コムシスグループは、個人情報を含む取引先から委託された情報等の管理については、統括事業会社のISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）やプライバシーマークの認証取得の実績を活かし、グループ全体として情報セキュリティ管理に万全を期しております。しかしながら、万が一、預かった情報の処理・保管等の再委託先による情報流出や外部からの不正アクセス等の犯罪行為による情報漏洩が発生した場合、各取引先に対する信頼を失うとともに、管理責任を問われる損害賠償責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

### (3) 業績の季節変動に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業である電気通信設備工事事業においては、受注及び売上の計上が第4四半期に偏重する傾向があるため、連結会計期間の上半期と下半期のグループ業績に著しい相違が生じるリスクを有しております。

### (4) 保有資産に関するリスク

コムシスグループは、事業運営上の必要性から、不動産や有価証券等の資産や年金資産を保有しておりますが、時価の変動等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

### (5) 取引先の信用リスク

コムシスグループは、取引先に関して外部調査機関等の利用によるリアルタイムな与信管理を厳格に行うとともに、法務部門による契約書審査を行うなど、信用リスク回避に向けて万全の体制を構築しております。しかしながら、万が一、取引先の信用不安が発生した場合、当該取引先が顧客であれば工事代金の回収不能の発生、または、外注先であれば工事の施工遅延等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度におけるコムシスグループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

##### <コムシスグループの業績>

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による各種政策の効果や、欧米を中心とした海外経済の回復を背景に、企業収益や雇用環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調が続いております。ただし依然として、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。

コムシスグループを取り巻く情報通信分野におきましては、通信事業者間のサービス競争が激化する中、コンテンツ等の付加価値サービスが拡大しております。それに伴い、急増する大容量のトラフィックに対応するためモバイルネットワークの高度化が進められています。また、公共・民間分野におきましては、政府や行政による国土強靱化施策、再生可能エネルギー政策、東京オリンピック・パラリンピック開催等による社会インフラ投資や、IoT、AI（人工知能）など新たなイノベーションを活用したICT投資の拡大が期待されております。

コムシスグループといたしましては、太陽光発電設備工事やバイオマス発電設備工事をはじめとした再生可能エネルギー事業や、スマート社会に向けた公共投資・ICT投資の増加に対応した新たな事業領域へのチャレンジ及びM&Aの実施等トップラインの拡大に取り組んでまいりました。また、成長事業分野への要員流動や、働き方改革の推進により施工効率の向上及び経費削減等の利益改善にも努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、3,281億9千万円（前期比15.4%増）となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、964億2千万円（前期比18.4%増）となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、2,317億6千万円（前期比14.2%増）となりました。

#### b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、受注高4,022億2千万円（前期比8.7%増）、売上高3,800億2千万円（前期比13.7%増）となりました。

また、損益については、経常利益307億円（前期比21.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益203億9千万円（前期比40.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### グループ別の受注高・売上高・セグメント利益[営業利益]

（単位：百万円）

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 [営業利益]	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
日本コムシスグループ	262,661	7.0%	245,302	14.8%	20,621	12.6%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	58,150	30.7%	53,084	25.8%	4,201	129.1%
TOSYSグループ	22,300	2.4%	23,195	3.0%	1,390	12.9%
つうけんグループ	48,263	0.6%	47,873	3.8%	2,801	6.4%
コムシス情報システムグループ	9,258	10.9%	8,976	5.4%	940	23.7%

(注) 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ80億7千万円増加し、289億5千万円（前期比38.7%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

## &lt;営業活動によるキャッシュ・フロー&gt;

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益308億6千万円、減価償却費58億6千万円などの増加要因に対し、法人税等の支払額65億1千万円、未成工事支出金等の減少額47億1千万円などの減少要因を差し引いた結果、288億3千万円の収入(前連結会計年度は125億4千万円の収入)となりました。

## &lt;投資活動によるキャッシュ・フロー&gt;

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出131億3千万円、無形固定資産の取得による支出10億2千万円などにより、138億9千万円の支出(前連結会計年度は99億4千万円の支出)となりました。

## &lt;財務活動によるキャッシュ・フロー&gt;

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出80億1千万円、配当金の支払額50億8千万円などにより、124億9千万円の支出(前連結会計年度は121億7千万円の支出)となりました。

## 生産、受注及び販売の実績

コムシスグループが営んでいる事業の大部分を占める電気通信設備工事事業では生産実績を定義することが困難であり、また請負形態をとっているため販売実績という定義は実態にそぐいません。

よって「生産、受注及び販売の状況」については、当社の連結での受注、売上及び手持高の状況をセグメント別に記載しております。

## a. 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	245,501	262,661	7.0
サンワコムシスエンジニアリンググループ	44,502	58,150	30.7
TOSYSグループ	22,841	22,300	2.4
つうけんグループ	47,960	48,263	0.6
コムシス情報システムグループ	8,351	9,258	10.9
その他	1,040	1,593	53.2
合 計	370,198	402,229	8.7

(注) 1 受注実績は外部顧客への取引高を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 当連結会計年度における「その他」セグメントにおいて、受注実績に著しい変動がありました。これは、連結子会社間において、人材派遣事業の集約があったことによるものであります。

## b. 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	213,754	245,302	14.8
サンワコムシスエンジニアリンググループ	42,209	53,084	25.8
TOSYSグループ	22,527	23,195	3.0
つうけんグループ	46,116	47,873	3.8
コムシス情報システムグループ	8,515	8,976	5.4
その他	1,040	1,593	53.2
合 計	334,163	380,024	13.7

- (注) 1 売上実績は外部顧客への取引高を記載しております。  
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3 主な相手先別の売上及びその割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
NTTグループ	184,509	55.2	185,937	48.9

- (注) 1 NTTグループは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ等であります。  
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 4 当連結会計年度における「その他」セグメントにおいて、売上実績に著しい変動がありました。これは、連結子会社間において、人材派遣事業の集約があったことによるものであります。

## c. 手持高

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	109,520	126,879	15.9
サンワコムシスエンジニアリンググループ	12,936	18,003	39.2
TOSYSグループ	6,594	5,700	13.6
つうけんグループ	6,809	7,200	5.7
コムシス情報システムグループ	1,494	1,777	18.9
その他			
合 計	137,356	159,561	16.2

- (注) 1 手持高は外部顧客への取引高を記載しております。  
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

コムシスグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積り及び判断は合理的な基準に基づき実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。なお、詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## a. 経営成績等

## 1) 財政状態

## (資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ193億4千万円増加し、1,865億1千万円となりました。これは現金預金が81億8千万円増加したことなどによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ244億7千万円増加し、1,416億7千万円となりました。これは有形固定資産が157億7千万円、無形固定資産が53億9千万円、投資その他の資産が33億円増加したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ438億2千万円増加し、3,281億9千万円となりました。

## (負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ115億4千万円増加し、828億3千万円となりました。これは未払法人税等が57億2千万円、支払手形・工事未払金等が41億7千万円増加したことなどによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ34億5千万円増加し、135億8千万円となりました。これは退職給付に係る負債が29億円、繰延税金負債が4億1千万円増加したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ150億円増加し、964億2千万円となりました。

## (純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ288億2千万円増加し、2,317億6千万円となりました。これは当期純利益の計上などにより利益剰余金が151億3千万円、連結子会社取得における株式交換等により資本剰余金が83億5千万円増加したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は70.1%（前連結会計年度末は70.9%）となりました。

## 2) 経営成績

## (売上高)

新たな事業領域へのチャレンジ及びM&Aの実施等トップラインの拡大により、当連結会計年度の売上高は3,800億2千万円となり、前連結会計年度に比べ458億円6千万円の増収となりました。

## (営業利益)

成長分野への要員流動や、働き方改革の推進により施工効率の向上及び経費削減等の利益改善に努め、当連結会計年度の営業利益は303億4千万円となり、前連結会計年度に比べ53億円1千万円の増益となりました。

## (経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は6億4千万円となりました。これは受取配当金2億2千万円などによるものであります。また、営業外費用は2億8千万円となりました。これは、貸倒引当金繰入額1億1千万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の経常利益は307億円となり、前連結会計年度に比べ53億6千万円の増益となりました。

## (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は9億7千万円となりました。これは貸倒引当金戻入額9億2千万円などによるものであります。また、特別損失は8億1千万円となりました。これは、減損損失4億9千万円などによるも

のであります。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は203億9千万円となり、前連結会計年度に比べ59億円の増益となりました。

### 3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

コムシスグループの経営に影響を与える大きな要因としては、取引先への依存、施工における事故、個人情報の流出、保有資産の時価変動、取引先の信用不安等があります。

### 1) 取引先への依存について

コムシスグループの主たる事業におけるNTTグループ各社への依存度が50%程度あるため、NTTグループ各社の設備投資の減少がコムシスグループの経営成績に対し重要な影響を与えると認識しております。こうした中、新たな事業領域へのチャレンジや成長事業（ITソリューション事業、社会システム関連事業）の拡大に取り組んでおります。

### 2) 施工における事故について

万が一、事故を発生させた場合、各取引先からの信頼を失うとともに、一定期間指名停止等による受注機会の喪失や瑕疵担保責任及び製造物責任の履行等により、コムシスグループの経営成績に対し重要な影響を与えると認識しております。コムシスグループは「安全・品質と信頼の確保」を最優先に、人身事故はもとより設備事故を含めた「事故の撲滅」を目標に、協力会社を含めた社員研修等の実施により、工事の安全品質管理の徹底に取り組んでおります。

### 3) 個人情報の流出について

万が一、預かった情報の処理・保管等の再委託先による情報流出や外部からの不正アクセス等の犯罪行為による情報漏洩が発生した場合、各取引先に対する信頼を失うとともに、管理責任を問われる損害賠償責任の履行等により、コムシスグループの経営成績に対し重要な影響を与えると認識しております。個人情報を含む取引先から委託された情報等の管理については、統括事業会社のISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）やプライバシーマークの認証取得の実績を活かし、グループ全体として情報セキュリティ管理に万全を期しております。

### 4) 保有資産の時価変動について

コムシスグループが事業運営上の必要性から保有している不動産や有価証券等の資産や年金資産が、時価の変動等によりコムシスグループの経営成績に対し重要な影響を与えると認識しております。こうした中、事業運営上不要となった不動産及び有価証券等の売却、専門家もメンバーに加え定期的開催している資産運用委員会における年金資産のリスクを分散する運用方針の決定等、時価変動の影響抑制に取り組んでおります。

### 5) 取引先の信用不安について

万が一、取引先の信用不安が発生した場合、当該取引先が顧客であれば工事代金の回収不能の発生、または、外注先であれば工事の施工遅延等により、コムシスグループの経営成績に対し重要な影響を与えると認識しております。コムシスグループは、取引先に関して外部調査機関等の利用によるリアルタイムな与信管理を厳格に行うとともに、法務部門による契約書審査を行うなど、信用リスク回避に向けて万全の体制を構築しております。

## c. 資本の財源及び資金の流動性

## (資金需要)

コムシスグループの資金需要は、営業活動については、生産に必要な運転資金（材料・外注費及び人件費等）、従業員給与等の販売費及び一般管理費が主な内容であります。投資活動については、事業伸長・生産性向上及び新規事業立上げを目的とした設備投資が主な内容であります。

## (財政政策)

コムシスグループでは、有利子負債を圧縮し、連結ベースでの資金管理の強化を図るため、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入しております。

## d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」につきまして、平成29年度の達成・進捗状況は次のとおりであります。

当連結会計年度における売上高につきましては、豊富な手持高を背景に3,800億2千万円（前期比13.7%増）となり、成長事業（ITソリューション事業、社会システム関連事業）の拡大戦略から4,000億円到達を目指します。

また、営業利益につきましては、構造改革による生産性向上等により303億4千万円（前期比21.2%増）となり、目標であった300億円を達成いたしました。平成31年3月期は更なる増益を計画し、320億円到達を目指します。

## e. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

## &lt;日本コムシスグループの業績&gt;

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資の減少があったものの、国土強靱化施策やインフラの老朽化対策などの公共事業及び太陽光発電設備工事をはじめとする再生可能エネルギー事業への取り組み及びM&Aによる子会社化（株式会社カンドー）等のトップライン拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高2,626億6千万円（前期比7.0%増）、売上高2,453億円（前期比14.8%増）となり、営業利益も、構造改革や働き方改革の推進による生産性向上等により206億2千万円（前期比12.6%増）となりました。

セグメント資産は、株式会社カンドーの株式を取得し、同社を連結の範囲に含めたことなどにより、2,410億7千万円（前期比14.8%増）となりました。

## &lt;サンワコムシスエンジニアリンググループの業績&gt;

サンワコムシスエンジニアリンググループは、NCC事業ではトップシェアの継続維持、社会システム事業では強みである電気設備工事の分野で新規案件開拓等に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、受注高581億5千万円（前期比30.7%増）、売上高530億8千万円（前期比25.8%増）となり、営業利益も、継続的な経費削減施策、現場マネジメントの強化等により42億円（前期比129.1%増）となりました。

セグメント資産は、受取手形・完成工事未収入金等が増加したことなどにより、322億3千万円（前期比9.0%増）となりました。

## &lt;TOSYSグループの業績&gt;

TOSYSグループは、通信事業者による設備投資の減少や公共投資が首都圏に集中するなど厳しい状況の中「攻めの営業」等に取り組む、受注高及び売上高の拡大に努めてまいりました。

この結果、受注高は223億円（前期比2.4%減）となったものの、売上高は工事完成の早期化等により231億9千万円（前期比3.0%増）となり、営業利益も、グループ一体的事業運営の推進や改善施策の取り組みにより13億9千万円（前期比12.9%増）となりました。

セグメント資産は、土地が増加したことなどにより、228億6千万円（前期比4.5%増）となりました。



#### <つうけんグループの業績>

つうけんグループは、お客様への積極的な提案営業を推進するとともに、業務集約をはじめとしたグループ一体的事業運営など各種施策に取り組んでまいりました。

この結果、グループ会社が新規受注を獲得したこと等により受注高482億6千万円（前期比0.6%増）、売上高478億7千万円（前期比3.8%増）となり、営業利益も、「筋肉質な経営基盤の構築」を目指したグループ全体の経費削減により28億円（前期比6.4%増）となりました。

セグメント資産は、機械、運搬具及び工具器具備品が増加したことなどにより、383億4千万円（前期比2.1%増）となりました。

#### <コムシス情報システムグループの業績>

コムシス情報システムグループは、通信事業分野のシェアを維持しつつ、官公庁系や金融系の新たな事業分野への進出に取り組んでまいりました。

この結果、受注高92億5千万円（前期比10.9%増）、売上高89億7千万円（前期比5.4%増）となり、営業利益も、継続的に進めているプロジェクトマネジメント等により9億4千万円（前期比23.7%増）となりました。

セグメント資産は、現金預金が増加したことなどにより、66億9千万円（前期比10.5%増）となりました。

#### （参考）<当社（持株会社）の状況>

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として10億7千万円、配当金として67億9千万円を収受いたしました。この結果、営業収益78億6千万円（前期比21.1%減）、営業利益67億8千万円（前期比24.5%減）及び当期純利益67億5千万円（前期比24.3%減）となりました。

## 4 【経営上の重要な契約等】

平成30年5月8日開催された取締役会において、当社は、( )当社を株式交換完全親会社、N D S 株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換、( )当社を株式交換完全親会社、株式会社S Y S K E Nを株式交換完全子会社とする株式交換、( )当社を株式交換完全親会社、北陸電話工事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを各々決議するとともに、同日付で各々株式交換契約を締結しました。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載しております。

## 5 【研究開発活動】

日本コムシスグループは、新規事業分野に係る技術開発と、施工効率及び安全・品質の向上に関する各事業の技術支援活動に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、1億6千万円であります。

T O S Y S グループは、新製品の試作品の設計・制作及び実験に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、2千万円であります。

当連結会計年度におけるコムシスグループが支出した研究開発費の総額は1億9千万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は144億3千万円であります。その主なものは、工事基地の機能強化を図るため、日本コムシス株式会社による工事車両用駐車場建設用地の取得（東京都港区）であります。また、コムシスクリエイト株式会社による売電事業に係る太陽光発電所建設であります。さらに、コムシスグループの業務支援システムやワークフローシステムの機能追加のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

該当事項はありません。

##### (2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物・ 構築物	機械装置・運搬具 工具器具・備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産		合計
日本コムシス㈱ (東京都品川区)	日本コムシスグループ	工事基地 事務所	16,471	428	30,058 (189)	359	47,318	2,845
サンワコムシス エンジニアリング㈱ (東京都杉並区)	サンワコムシスエンジ ニアリンググループ	工事基地 事務所	612	38	984 (3)	43	1,679	741
㈱TOSYS (長野県長野市)	TOSYSグループ	工事基地 事務所	2,322	73	2,719 (113)	0	5,116	659
㈱つうけん (札幌市中央区)	つうけんグループ	工事基地 事務所	4,170	116	3,366 (720)		7,653	894
コムシス情報システム㈱ (東京都港区)	コムシス情報システム グループ	工事基地 事務所	5	15	( )		21	374
コムシスシェアード サービス㈱ (東京都品川区)	その他	寮・社宅 事務所	1,341	12	932 (3)		2,285	148

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
日本コムシス㈱ 品川港南ビル (東京都港区)	日本コムシス グループ	駐車場	4,340	2,806	自己資金	平成30年 2月	平成31年 7月	
日本コムシス㈱ 賃貸用不動産 (福岡県博多区)	日本コムシス グループ	賃貸用 不動産	317		自己資金	平成30年 5月	平成31年 1月	
コムシスクリエイト㈱ (仮称)利府町太陽光 発電所 (宮城県宮城郡)	日本コムシス グループ	太陽光 発電所	3,600	1,917	自己資金	平成29年 7月	平成30年 9月	
㈱大栄製作所 本社 (神奈川県厚木市)	日本コムシス グループ	事務所	530	403	自己資金	平成29年 8月	平成30年 6月	本社機能の統合による 業務の効率化
㈱TOSYS (仮称)南信事業所 (長野県上伊那郡)	TOSYS グループ	工事基地 事務所	611	431	自己資金	平成29年 10月	平成30年 4月	分散施設の集約等による 作業効率の向上
コムシスシェアード サービス㈱ 日吉寮 (横浜市港北区)	その他	寮・社宅	303	11	自己資金	平成29年 10月	平成30年 7月	
コムシスシェアード サービス㈱ 船橋寮 (千葉県船橋市)	その他	寮・社宅	381	1	自己資金	平成30年 3月	平成31年 2月	

- (注) 1 品川港南ビルは、完了予定年月を平成31年5月から平成31年7月に変更しております。  
2 賃貸用不動産は、投資予定総額を332百万円から317百万円に変更しております。  
3 船橋寮は、投資予定総額を348百万円から381百万円に、着手年月を平成30年7月から平成30年3月に変更しております。

## (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	141,000,000	141,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	141,000,000	141,000,000		

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権	
決議年月日	平成21年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19
新株予約権の数(個)	53 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 5,300 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日～平成51年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 947 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約(以下「新株予約権割当契約」という。)に定める条件による。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 4. その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

- 2 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 4 の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

- 4 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第 4 項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第4回新株予約権	
決議年月日	平成22年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19
新株予約権の数(個)	72 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,200 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成52年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 605 資本組入額 303
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成51年8月27日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第5回新株予約権	
決議年月日	平成23年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 21
新株予約権の数(個)	109 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,900 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成23年8月27日～平成53年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 631 資本組入額 316
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成52年8月27日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額



交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第6回新株予約権	
決議年月日	平成24年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22
新株予約権の数(個)	208 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,800 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成24年8月25日～平成54年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 862 資本組入額 431
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成53年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第7回新株予約権	
決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社子会社取締役 124 当社完全子会社執行役員 42
新株予約権の数(個)	195 (注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,500 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,005 (注)4
新株予約権の行使期間	平成26年8月29日～平成30年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,005 資本組入額 503
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割または併合の比率}}{1}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株

式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権	
決議年月日	平成25年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23
新株予約権の数(個)	225 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,500 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成25年8月24日～平成55年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,075 資本組入額 538
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成54年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第9回新株予約権	
決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の数(個)	236 [216](注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,600 [21,600](注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,366 (注)4
新株予約権の行使期間	平成27年8月24日～平成31年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,366 資本組入額 683
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の



日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権	
決議年月日	平成26年 8 月 5 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27
新株予約権の数(個)	156 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成26年 8 月23日～平成56年 8 月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,746 資本組入額 873
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成55年 8 月23日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(平成30年 3 月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年 5 月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権 1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第11回新株予約権	
決議年月日	平成26年 6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 42
新株予約権の数(個)	1,169 [632](注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 116,900 [63,200](注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,969 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成28年 8月23日～平成32年 8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,969 資本組入額 985
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(平成30年 3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年 5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の

日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第12回新株予約権	
決議年月日	平成27年 8 月 6 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	265 [257](注) 1、 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,500 [25,700](注) 1、 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成27年 8 月22日～平成57年 8 月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,392 資本組入額 697
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成56年 8 月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(平成30年 3 月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年 5 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第13回新株予約権	
決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の数(個)	2,907 [2,239](注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 290,700 [223,900](注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,928 (注)4
新株予約権の行使期間	平成29年8月22日～平成36年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,928 資本組入額 964
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の



日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第14回新株予約権	
決議年月日	平成28年 8 月 5 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	426 [418](注) 1、 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 42,600 [41,800](注) 1、 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成28年 8 月24日～平成58年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成57年 8 月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(平成30年 3 月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年 5 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第15回新株予約権	
決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
新株予約権の数(個)	3,675 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 367,500 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,923 (注)3
新株予約権の行使期間	平成30年8月24日～平成37年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,923 資本組入額 962
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$
- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株

予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第16回新株予約権	
決議年月日	平成29年 8 月 4 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数(個)	368 [362](注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,800 [36,200](注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成29年 8 月24日～平成59年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,046 資本組入額 1,023
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成58年 8 月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(平成30年 3 月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年 5 月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している
- 2 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第17回新株予約権	
決議年月日	平成29年 6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
新株予約権の数(個)	3,865 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 386,500 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,404 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成31年 8月24日～平成38年 8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,404 資本組入額 1,202
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(平成30年 3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年 5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
- 2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$
- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株



予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年11月30日 (注)1	4,977,886	141,000,000		10,000		58,815
平成28年6月29日 (注)2		141,000,000		10,000	48,815	10,000

(注)1 自己株式の消却による減少であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

## (5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		79	41	146	307	5	7,965	8,543	
所有株式数(単元)		615,706	29,290	73,662	261,401	53	428,587	1,408,699	130,100
所有株式数の割合(%)		43.70	2.08	5.23	18.56	0.00	30.43	100.00	

(注) 1 自己株式26,382,145株は、「個人その他」に263,821単元及び「単元未満株式の状況」に45株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ36単元及び48株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	22,899	19.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,074	11.40
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	2,933	2.55
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	2,590	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,607	1.40
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,554	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,505	1.31
日本電気株式会社	東京都港区芝5丁目7番1号	1,408	1.22
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,402	1.22
BNYM FOR GOLDMAN SACHS JAPAN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTROYER 46 1 000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 決済事業部)	1,262	1.10
計		50,238	43.83

(注) 1 当社は、平成30年3月31日現在自己株式26,382,145株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

- 2 平成29年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者が平成29年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	259	0.18
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	11,689	8.29
計		11,948	8.47

- 3 平成29年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が平成29年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	763	0.54
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	165	0.12
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	4,992	3.54
計		5,921	4.20

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 26,382,100 (相互保有株式) 普通株式 40,600		単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 114,447,200	1,144,472	
単元未満株式	普通株式 130,100		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	141,000,000		
総株主の議決権		1,144,472	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,600株(議決権36個)及び48株含まれております。

- 2 単元未満株式数には当社所有の自己株式45株、日本コムシス株式会社所有の相互保有株式26株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田 二丁目17番1号	26,382,100		26,382,100	18.71
(相互保有株式) 日本コムシス株式会社	東京都品川区東五反田 二丁目17番1号	40,600		40,600	0.02
計		26,422,700		26,422,700	18.73

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年5月9日)での決議状況 (取得期間平成29年5月10日～平成30年3月31日)	2,750,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,957,500	4,999,993,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	792,500	6,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	28.82	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	28.82	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年11月7日)での決議状況 (取得期間平成29年11月8日～平成30年3月31日)	1,250,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,049,800	2,999,981,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	200,200	18,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	16.02	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	16.02	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成30年5月8日)での決議状況 (取得期間平成30年5月9日～平成31年3月31日)	2,000,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	218,800	640,064,400
提出日現在の未行使割合(%)	89.06	87.20

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

## 会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,441	3,948,396
当期間における取得自己株式	146	423,248

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	7,923,189	10,387,300,779		
その他(新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡請求による売渡)	528,005	704,633,890	124,700	182,023,600
保有自己株式数	26,382,145		26,476,391	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、配当金については、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配慮していくことを基本方針としております。

毎事業年度における配当の回数は中間配当金及び期末配当金の年2回としており、それぞれの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金については、上記方針に基づき、10円増配し、年間50円（中間配当25円、期末配当25円）となりました。加えて、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、当事業年度中に自己株式の取得（300万株、79億9千万円）を実施いたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年11月7日 取締役会決議	2,900	25.00
平成30年6月26日 定時株主総会決議	2,865	25.00

### 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	1,758	2,050	1,918	2,198	3,360
最低(円)	1,082	1,381	1,372	1,514	1,957

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	2,869	3,135	3,360	3,360	3,185	2,866
最低(円)	2,665	2,850	2,963	3,045	2,645	2,656

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

男性16名 女性 名 ( 役員のうち女性の比率 % )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		加賀谷 卓	昭和32年3月12日生	平成17年7月 日本電信電話株式会社第五部門担当部長 平成20年6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉支店長 平成24年6月 同社常務取締役東京支店長 平成26年7月 同社常務取締役東京事業部長 平成27年6月 日本コムシス株式会社取締役副社長執行役員副社長 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長執行役員社長(現任) 平成28年6月 当社代表取締役 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長執行役員社長	(注)2	143
取締役		伊東 則 昭	昭和27年4月3日生	平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 株式会社NTTドコモ)取締役執行役員経営企画部長 平成20年6月 西日本電信電話株式会社代表取締役副社長 平成24年6月 日本コムシス株式会社代表取締役副社長執行役員副社長 平成24年6月 当社取締役 平成25年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長執行役員社長 平成28年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成28年6月 当社取締役 コンプライアンス担当(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 日本コムシス株式会社代表取締役会長	(注)2	215
取締役		小川 亮 夫	昭和27年4月7日生	平成15年4月 東日本電信電話株式会社設備部エンジニアリングセンタ所長 平成17年7月 日本コムシス株式会社 入社 平成18年7月 同社執行役員 平成19年7月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役常務執行役員 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 日本コムシス株式会社取締役専務執行役員 平成25年2月 株式会社TOSYS代表取締役副社長 平成25年4月 同社代表取締役社長(現任) <他の会社の代表状況> 平成25年4月 株式会社TOSYS代表取締役社長	(注)2	75

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		大村佳久	昭和31年4月2日生	平成21年6月 東日本電信電話株式会社取締役コンシューマ事業推進本部オフィス営業推進部長 平成24年6月 同社常務取締役ビジネス&オフィス事業推進本部長 平成25年7月 同社常務取締役ビジネス&オフィス営業推進本部長 平成26年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員 平成28年3月 株式会社つうけん取締役 平成28年4月 同社代表取締役副社長 平成28年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 株式会社つうけん代表取締役社長	(注)2	47
取締役		坂本繁実	昭和31年1月29日生	昭和53年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 平成22年7月 同社執行役員 平成24年5月 コムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長 平成26年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員 平成26年6月 当社取締役人事部長 平成27年6月 当社人事部長 平成28年5月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 当社取締役 NCC事業推進、民需事業推進担当(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年5月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長	(注)2	79
取締役		青山明彦	昭和30年11月23日生	平成16年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 株式会社NTTドコモ)プロダクト&サービス本部プラットフォーム部長 平成20年7月 日本コムシス株式会社ITビジネス事業本部情報ビジネス本部副本部長 平成21年4月 コムシス情報システム株式会社 入社 平成21年7月 同社執行役員経営企画部長 平成23年6月 同社取締役経営企画部長 平成25年4月 株式会社つうけんアドバンスシステムズ代表取締役社長 平成28年6月 コムシス情報システム株式会社代表取締役社長(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 コムシス情報システム株式会社代表取締役社長	(注)2	110



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	経営企画 部長	熊谷 仁	昭和32年2月2日生	昭和54年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 平成19年7月 東日本システム建設株式会社(現株式会社TOSYS)執行役員 平成21年7月 日本コムシス株式会社NTT事業本部アクセスシステム部アクセス事業改革推進プロジェクト室長 平成22年7月 同社執行役員 平成25年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員 平成25年6月 当社取締役経営企画部長 平成28年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員経営企画部長(現任) 平成29年6月 当社取締役経営企画部長 事業改革推進、ITシステム担当(現任)	(注)2	51
取締役		佐藤 謙一	昭和32年7月21日生	平成19年6月 東日本電信電話株式会社埼玉支店長 平成22年6月 同社取締役埼玉支店長 平成23年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー代表取締役副社長ネットワークビジネス事業本部長 平成25年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員NTT事業本部長(現任) 平成27年6月 当社取締役 NTT事業推進担当(現任)	(注)2	46
取締役	財務部長 兼 事業拡大 推進室長	尾崎 秀彦	昭和32年8月20日生	平成19年4月 東日本電信電話株式会社相互接続推進部長 平成23年6月 株式会社NTTファシリティーズ取締役財務部長 平成26年6月 日本コムシス株式会社 入社 平成26年6月 当社財務部担当部長 平成26年7月 日本コムシス株式会社執行役員 平成27年6月 株式会社つうけん取締役(現任) 平成27年6月 日本コムシス株式会社取締役(現任) 平成27年6月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社取締役(現任) 平成27年6月 株式会社TOSYS取締役(現任) 平成27年6月 コムシス情報システム株式会社取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役財務部長 平成29年7月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室長 IR、内部統制監査、総務担当(現任)	(注)2	55
取締役	人事部長	須田 憲雄	昭和30年8月18日生	昭和53年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 平成22年7月 同社ドコモ事業本部営業部長 平成25年4月 同社ドコモ事業本部企画部長 平成25年7月 同社執行役員 平成28年6月 当社人事部長 平成28年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員人材育成部長(現任) 平成29年6月 当社取締役人事部長 モバイル事業推進担当(現任)	(注)2	60

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)		西山剛	昭和28年12月24日生	平成16年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ)取締役 無線アクセスネットワーク部長 平成17年6月 同社執行役員資材部長 平成19年6月 日本コムシス株式会社 入社 平成19年7月 同社執行役員 平成20年6月 同社取締役執行役員 平成24年6月 同社取締役常務執行役員 平成25年6月 当社取締役 平成27年6月 日本コムシス株式会社取締役専務執 行役員 平成29年6月 同社監査役(現任) 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	338
取締役 (監査等委員)		上脇晃一郎	昭和31年3月18日生	昭和54年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コ ムシス株式会社)入社 平成18年4月 当社総務人事部グループ人事部門長 平成18年7月 日本コムシス株式会社人事部長 平成20年4月 同社人材育成部人事部長 平成24年7月 同社執行役員 平成25年6月 コムシスシェアードサービス株式会 社代表取締役社長 平成28年6月 日本コムシス株式会社監査役(現 任) 平成28年6月 当社監査役 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	66
取締役 (監査等委員)		成宮憲一	昭和26年5月3日生	昭和51年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電 話株式会社)入社 平成11年7月 東日本電信電話株式会社技術部担当 部長 平成14年6月 同社技術部長 平成16年6月 同社退職 平成16年6月 富士通アクセス株式会社(現 富士 通テレコムネットワークス株式会 社)執行役員 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成25年6月 同社特命顧問 平成27年6月 当社社外取締役 平成27年10月 富士通株式会社ネットワークビジネ スグループ特命顧問 平成29年6月 同社社会基盤ビジネス本部顧問 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)		宮下正彦	昭和31年10月3日生	昭和55年4月 警察庁入庁 平成4年4月 弁護士(第一東京弁護士会所属) 登録 友常木村見富法律事務所 平成7年6月 シカゴ大学ロースクール修士課程卒 平成13年6月 岡本硝子株式会社社外監査役 平成16年3月 TMI総合法律事務所(現任) 平成20年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)		三枝隆治	昭和27年4月20日生	昭和50年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成10年6月 同行ニューヨーク支店副支店長 平成13年4月 ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア取締役副会長 平成16年8月 千代田化工建設株式会社執行役員 平成17年1月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 退職 平成17年6月 同社常務執行役員 平成22年6月 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社) 常勤監査役 平成26年6月 当社社外監査役 平成28年10月 西日本三菱自動車販売株式会社社外監査役(現任) 平成28年10月 中部三菱自動車販売株式会社社外監査役(現任) 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)		小野原一賀	昭和24年1月1日生	平成17年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 参与エンジニアリング事業本部建築事業部長 平成18年4月 同社参与エンジニアリング事業本部調達本部長、建築・鋼構造事業部長 平成18年6月 新日鐵エンジニアリング株式会社(現 新日鐵住金エンジニアリング株式会社) 取締役常務執行役員 平成22年4月 同社代表取締役副社長 平成23年4月 日鉄パイプライン株式会社(現 日鉄住金パイプライン&エンジニアリング株式会社) 代表取締役社長 平成26年4月 同社取締役相談役 平成28年6月 当社社外監査役 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
計						1,292

- (注) 1 取締役 成宮憲一氏、宮下正彦氏、三枝隆治氏及び小野原一賀氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コムシスグループは、企業価値の向上を図るためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、その充実に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される真の実力を持った会社を目指すこととしております。

そのためには、会社経営の透明性・健全性の確立が不可欠であり、適切な情報開示の確保、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化及びコムシスグループの行動規範の徹底、内部統制の強化、事業活動に基づく社会への貢献について一層の定着を図っていく考えであります。

#### 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社へ移行し、株主総会、取締役会、監査等委員会などから構成されております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、その特徴である取締役会の監督機能の強化と迅速な意思決定を行う体制整備を図り、さらなる企業価値向上を目指します。

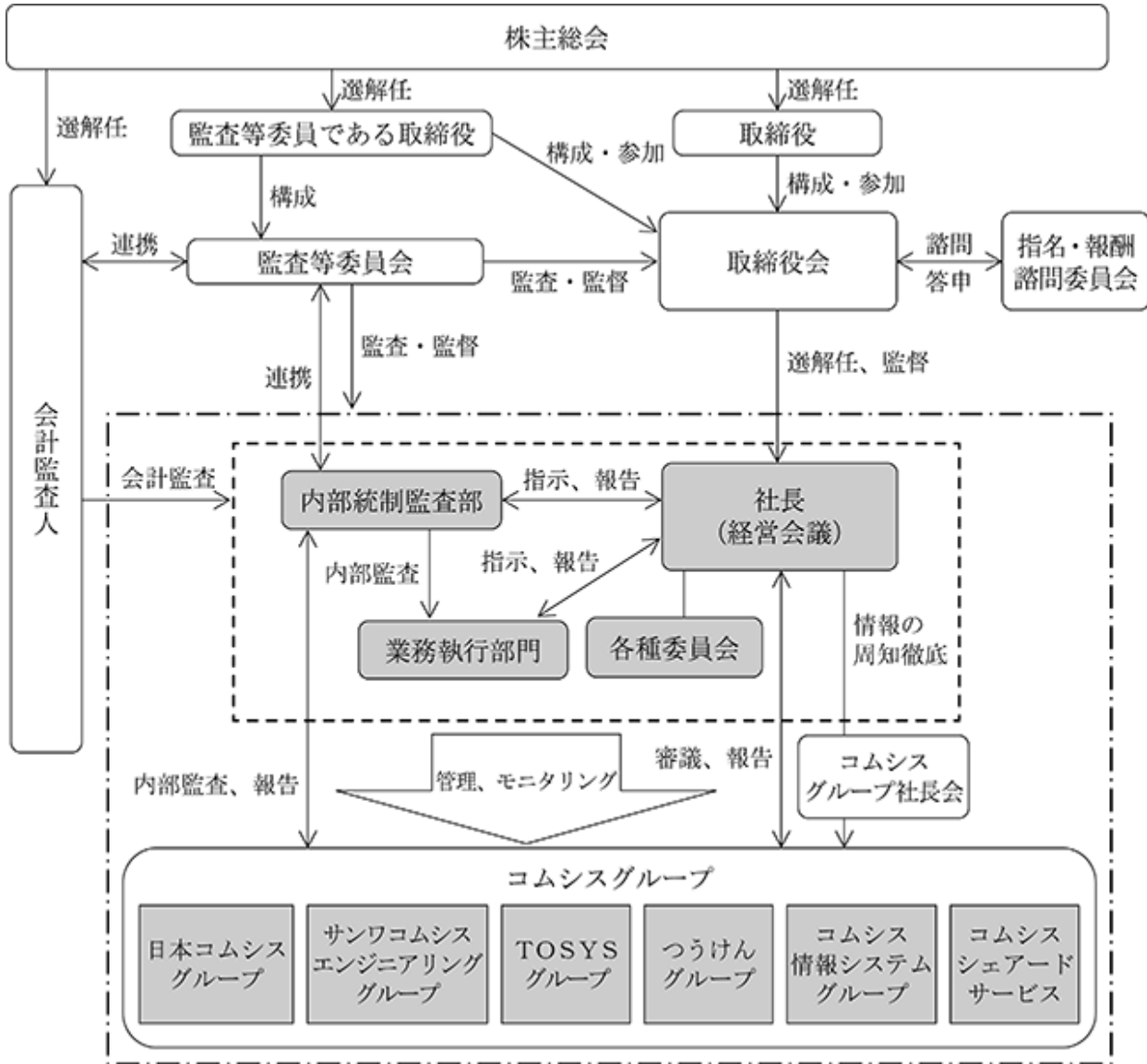
当社取締役会は、当事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監督機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議により、重要な業務執行の決定を取締役に委任しております。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となるとともに、取締役会は業務執行に対する監督に専念できる体制としております。

取締役会は10名の取締役及び社外取締役を含む監査等委員である取締役6名（平成30年6月26日現在）により構成され、取締役会規則に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行者に対する監督を行っています。

取締役会の決定に基づく業務執行状況については、四半期毎に担当取締役が取締役会に報告しております。また、各業務執行取締役の指揮のもと、担当業務別に効率的な業務運営を行っています。

社外取締役を除く取締役及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議は原則月1回開催され、業務執行の効率化を高めるため、重要な意思決定事項について審議及び決議を行っています。経営会議には必要に応じて各組織長等がオブザーバーとして出席し、意思決定内容を的確に把握できるようにしております。

ロ コムシスグループの業務執行体制、経営監視及び内部統制を図式化すると概ね次のとおりとなります。



(平成30年6月26日現在)

## 八 その他の企業統治に関する事項

### (1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定により、平成18年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。

また平成27年4月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、基本方針の内容の一部改定を決議し、平成29年6月の取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。

当該基本方針に基づき、次のとおり取り組んでおります。

### コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員、全監査等委員により構成され、当社及びコムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、その審議を通じてコムシスグループのコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。コムシスグループ各社においても、同様のコンプライアンス委員会等を設置し、各社における教育、研修により、それぞれの企業理念や行動指針の一層の浸透を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。

## リスク管理体制の整備状況

当社は、激しく変化する事業環境の中で、企業価値の維持・増大を図るためには、当社を取り巻くさまざまなリスクを適切に管理することが重要であると認識しており、事業を取り巻くビジネスリスクを含む事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化しております。

リスク管理については、コムシスグループ全体を統括するため、社長を委員長、当社及び統括事業会社の取締役を委員とする「リスク管理委員会」を設置しております。

また、平成18年8月に「リスク管理基本方針」を策定し、コムシスグループ各社を含めたリスクマネジメントを推進しております。さらに、コムシスグループ各社においても同様に委員会等を設置し、それぞれの業務リスクに応じて必要な対応を行い、存在するリスクの最小化に努める取り組みを進めております。

当社は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を策定し、リスク管理の実践を通じて、当社及びコムシスグループにおける事業の継続・安定的発展の確保に努めることとしております。

また、ISO9001、ISO14001、ISO/IEC27001、COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）、プライバシーマーク等の各マネジメントシステムについても、コムシスグループ各社の業務に適合させ、認証を取得、維持、運用することにより、各社の業務リスクへの対応を行っております。

## CSRに対する取り組み

当社及びコムシスグループが社会の一員として、社会貢献を含む経済的及び社会的責任を積極的に果たすために、コムシスグループ全体を統括する「CSR委員会」を設置しております。

CSR委員会では、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、情報開示、情報保護、セキュリティ対策、社会貢献、環境等のテーマを対象としてCSR活動に取り組んでおります。

## 情報管理体制の整備

取締役会、経営会議等の議事録並びに報告書その他取締役の業務執行に係る重要な文書・記録等については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

また、業務の効率化や業務執行の効率化を図るため、情報セキュリティを確保した上で、様々な情報システムを導入し、最新の経営情報を共有できる仕組みの構築に取り組んでおります。

## グループ会社の管理体制の整備

当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ協定」に基づき、経営管理を行っております。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制としております。

コムシスグループ内の重要な意思決定事項については、コムシスグループの審議・報告ルールを明確にした「グループ会社運営基準」に基づき、子会社が行う重要な業務執行について、当社の経営会議及び取締役会において審議・報告するなど、当社への審議・報告制度を軸とした管理とモニタリングを実施する体制をとっております。

当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外（法律事務所）に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し未然防止に取り組んでおります。

コムシスグループにおける業務の適正を確保するため、当社に設置したCSR委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の各種委員会は、統括事業会社の取締役等が委員として参画しその方針がコムシスグループ各社に浸透するよう努め、グループ各社の情報の共有化を図っております。

また、コムシスグループ各社の社長で構成される「コムシスグループ社長会」を定期的開催し、経営方針・施策の周知徹底を図っております。

## 反社会的勢力を排除するための体制

当社及びコムシスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を遮断しております。また、関係を強要された時は、毅然とした態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

## 二 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものであります。

## 内部監査及び監査等委員会監査

当社の内部監査の組織は、内部統制監査部の内部組織として内部監査室及び内部統制室を設置し、それぞれ要員12名、4名（平成30年6月26日現在）の体制としております。

内部監査室は経営トップの方針に基づいた内部監査方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社に対する内部監査を実施しており、業務遂行の適法性・妥当性を確保し、経営上の各種リスクの最小化と企業品質向上への寄与に努めております。内部統制室は財務報告に係る内部統制の運用方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社への内部統制の定着化の指導や有効性評価を実施しております。

当社の監査等委員会は、社外取締役4名を含む6名により構成されております。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を1名置き、経営会議、コンプライアンス委員会等社内的重要会議及び委員会に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。

監査等委員会規則に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人は監査等委員に報告することとしております。また、監査等委員が必要と判断したときは、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制を確保しております。

さらに、業務執行の課題等について、社長に直接意見具申する場として、別途、定例的なミーティングを開催いたします。

当社の監査等委員は、監査計画に従い、会計監査人等に同行し、会計監査や内部監査の実地監査に立ち会うなど、会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図ることにより、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築いております。また、コムシスグループ主要会社の監査役と定例的会議を開催し、情報の共有、意見交換を行うなどコムシスグループ間での連携を密にして監査の実効性を確保いたします。

こうした監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、組織、使用人の設置を行います。当該使用人の人事考課、異動等については、監査等委員と事前協議の上、実施いたします。

## 社外取締役

当社の社外取締役は4名であり、4名全員が監査等委員であります。

以下に示すとおり、当社の社外取締役である成宮憲一氏、宮下正彦氏、三枝隆治氏、小野原一賀氏本人と当社との間に、独立性を損なうような人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

同時に当社は、社外役員の独立性に関する事項に該当する、全ての社外役員を独立役員として届け出ることを方針として定めていることから、4名全員が一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

さらに、社外取締役の経歴各社と当社及びコムシスグループとの間に、独立性を損なうような人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

成宮憲一氏は、東日本電信電話株式会社出身者であり、当社子会社の主要な取引先のひとつではありますが、同社において経営に直接関与する取締役等に就任したことはなく、平成16年6月に同社を退職して既に10年以上が経過しております。なお、当社との取引は一般事業者としての通常の取引であります。さらに、当社子会社は、同氏の過去の兼職先である富士通テレコムネットワークス株式会社及び富士通株式会社との間に取引関係がありますが、いずれも当社の当期連結売上高の1%未満と僅少であり、主要取引先に該当していません。以上のいずれも、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから、独立性は確保されていると考えております。

三枝隆治氏は、株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の出身者ではありますが、平成17年1月に同行を退職して既に10年以上が経過しております。なお、当社は同行を取引銀行として預金等を行っておりますが、借入金等は存在していません。また、同行は当社の株式を保有しているものの、その保有する株式は発行済株式総数の0.5%にとどまっていることから、同行と当社は株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引関係及び資本的關係にはなく、独立性は確保されていると考えております。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視しております。

他社の役員・経営幹部の経歴があり、会社経営に精通している者

法令・会計等の専門的知見を有している者

社外取締役の各氏は、各業界での長年の経験と企業経営者としての豊富な知識、幅広い見識を有しており、または、弁護士としての法令についての高度な能力と見識を有しており、多角的視点での適切なアドバイスを期待しております。また、客観的立場から監査・監督を遂行していただけるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。

また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において、内部監査や会計監査の実地監査に立ち会った監査等委員から、それら監査の状況や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部統制監査部と直接意見交換を行い、会計監査人とも定期的なミーティングを開催し意見交換を行うなど、緊密な連携体制を整備しております。

## 役員の報酬等

### イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	171	96	44	30		12
監査等委員 (社外取締役を除く。)	13	13				2
監査役 (社外監査役を除く。)	4	4				2
社外役員	27	27				4

(注) 当社は、平成29年6月29日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。



□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

監査等委員ではない取締役の報酬等の額は、株主総会にて承認頂いている報酬等の額の限度額の範囲内で、妥当性と客観性を確保するために、社外取締役を含めた指名・報酬諮問委員会にて審議を行い、その結果を踏まえ、取締役会において決議するものとしております。

また、報酬等の額については、基本報酬と賞与等から成り立っております。基本報酬については、役位別に定められた基本額とその職務に応じて算定される職務報酬から構成され、賞与等については、所定の業績評価を加算した賞与と業績連動型株式報酬から構成されております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会にて承認頂いている報酬等の額の限度額の範囲内で、監査等委員会において決議するものとしております。

なお、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会決議による取締役の報酬等の額は年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額80百万円以内となっております。

株式の保有状況

政策保有株式に関する方針と議決権行使の基準について以下のとおりであります。

イ 当社及びコムシスグループの政策保有に関する方針

当社及びコムシスグループは中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断が出来る場合において、株式を保有いたします。

□ 保有株式に係る議決権の行使について

保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合しているかどうかに加え、発行会社の発展と株主利益の向上、並びに当社の株主・投資家の利益に寄与するかを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

当社について以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）がもっとも大きい会社（最大保有会社）日本コムシス株式会社について、以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	58銘柄
貸借対照表計上額の合計額	8,533百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	505,000	1,457	取引関係の維持・強化
戸田建設(株)	1,892,000	1,267	取引関係の維持・強化
富士ソフト(株)	339,100	962	取引関係の維持・強化
京浜急行電鉄(株)	652,000	796	取引関係の維持・強化
(株)インターネットイニシアティブ	267,400	537	取引関係の維持・強化
日比谷総合設備(株)	200,000	326	取引関係の維持・強化
北陸電話工事(株)	726,151	236	効率的な施工のための連携等
J E S C Oホールディングス(株)	400,000	183	取引関係の維持・強化
日本電信電話(株)	32,560	154	取引関係の維持・強化
(株)NTTドコモ	50,000	129	取引関係の維持・強化
(株)協和エクシオ	75,428	121	効率的な施工のための連携等
(株)安藤・間	160,500	120	取引関係の維持・強化
大豊建設(株)	204,169	113	取引関係の維持・強化
(株)TTK	204,000	104	効率的な施工のための連携等
(株)ナカヨ	181,000	67	取引関係の維持・強化
サクサホールディングス(株)	301,000	64	取引関係の維持・強化
(株)ミライト・ホールディングス	54,695	59	効率的な施工のための連携等
K D D I(株)	7,800	22	取引関係の維持・強化
(株)ソルコム	7,319	2	効率的な施工のための連携等
(株)きんでん	1,000	1	取引関係の維持・強化
(株)関電工	1,000	0	取引関係の維持・強化
(株)ソフトバンクグループ	100	0	取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)NTTドコモ	750,000	1,944	議決権行使の指図権限を留保
日本電信電話(株)	206,000	978	議決権行使の指図権限を留保
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,010,580	707	議決権行使の指図権限を留保
日比谷総合設備(株)	430,000	701	議決権行使の指図権限を留保
K D D I(株)	136,800	399	議決権行使の指図権限を留保
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	30,000	158	議決権行使の指図権限を留保
(株)みずほフィナンシャルグループ	88,000	17	議決権行使の指図権限を留保
NECネットエスアイ(株)	2,400	5	議決権行使の指図権限を留保

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

## 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	505,000	1,987	取引関係の維持・強化
戸田建設(株)	1,892,000	1,458	取引関係の維持・強化
富士ソフト(株)	339,100	1,444	取引関係の維持・強化
京浜急行電鉄(株)	326,000	603	取引関係の維持・強化
(株)インターネットイニシアティブ	267,400	576	取引関係の維持・強化
日比谷総合設備(株)	200,000	393	取引関係の維持・強化
北陸電話工事(株)	726,151	286	効率的な施工のための連携等
J E S C Oホールディングス(株)	400,000	214	取引関係の維持・強化
(株)協和エクシオ	75,428	214	効率的な施工のための連携等
日本電信電話(株)	32,560	159	取引関係の維持・強化
(株)NTTドコモ	50,000	135	取引関係の維持・強化
(株)安藤・間	160,500	128	取引関係の維持・強化
(株)TTK	204,000	126	効率的な施工のための連携等
大豊建設(株)	204,169	121	取引関係の維持・強化
(株)ミライト・ホールディングス	54,695	92	効率的な施工のための連携等
(株)ナカヨ	36,200	68	取引関係の維持・強化
サクサホールディングス(株)	30,100	63	取引関係の維持・強化
K D D I(株)	7,800	21	取引関係の維持・強化
(株)ソルコム	1,463	3	効率的な施工のための連携等
(株)きんでん	1,000	1	取引関係の維持・強化
(株)関電工	1,000	1	取引関係の維持・強化
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	200	0	取引関係の維持・強化

## みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)NTTドコモ	750,000	2,037	議決権行使の指図権限を留保
日本電信電話(株)	206,000	1,009	議決権行使の指図権限を留保
日比谷総合設備(株)	430,000	845	議決権行使の指図権限を留保
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,010,580	704	議決権行使の指図権限を留保
K D D I(株)	136,800	371	議決権行使の指図権限を留保
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	150,000	169	議決権行使の指図権限を留保
(株)みずほフィナンシャルグループ	88,000	16	議決権行使の指図権限を留保
N E C ネットエスアイ(株)	2,400	6	議決権行使の指図権限を留保

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

## 八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、会計監査人に仰星監査法人を選任し、経営情報を正しく提供するなど、公正不偏な会計監査を受けております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

### 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 南 成人 氏

公認会計士 原 伸夫 氏

公認会計士 新島 敏也 氏

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 20名

その他 2名

## 取締役の員数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は13名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

## 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社は、取締役の責任免除について、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、株主への安定的・継続的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨を定款で定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	45		47	2
連結子会社	34		34	4
計	80		82	6

## 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューディリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

## 【監査報酬の決定方針】

会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間数等の妥当性を勘案した上で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び同機構が主催するセミナーへの参加等の取組みを行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金預金	20,961	29,144
受取手形・完成工事未収入金等	<sup>2</sup> 114,322	<sup>2, 3</sup> 121,826
リース投資資産	2,572	2,719
未成工事支出金等	<sup>5</sup> 19,617	24,607
商品	77	120
材料貯蔵品	518	682
繰延税金資産	3,587	4,269
その他	5,543	3,199
貸倒引当金	34	54
流動資産合計	167,166	186,515
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物・構築物	56,994	61,982
減価償却累計額	28,052	31,391
建物・構築物（純額）	28,942	30,591
機械・運搬具及び工具器具備品	30,355	35,176
減価償却累計額	16,934	19,005
機械・運搬具及び工具器具備品（純額）	13,420	16,171
土地	<sup>4</sup> 40,186	<sup>4</sup> 47,592
リース資産	523	451
減価償却累計額	270	287
リース資産（純額）	253	164
建設仮勘定	4,166	8,228
有形固定資産合計	86,968	102,748
<b>無形固定資産</b>		
のれん	666	5,969
その他	4,002	4,094
無形固定資産合計	4,669	10,063
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	<sup>1</sup> 11,154	<sup>1</sup> 12,956
長期貸付金	1,067	1,000
繰延税金資産	333	399
退職給付に係る資産	10,082	11,370
その他	4,510	<sup>1</sup> 3,304
貸倒引当金	1,585	166
投資その他の資産合計	25,563	28,863
固定資産合計	117,201	141,676
資産合計	284,367	328,192

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	55,577	59,749
短期借入金	113	106
未払法人税等	2,088	7,815
未成工事受入金	1,291	2,873
完成工事補償引当金	206	176
工事損失引当金	297	548
その他	11,712	11,566
流動負債合計	71,289	82,836
固定負債		
繰延税金負債	3,084	3,499
再評価に係る繰延税金負債	1,369	1,369
退職給付に係る負債	4,355	7,263
役員退職慰労引当金	257	271
その他	1,068	1,185
固定負債合計	10,134	13,588
負債合計	81,423	96,424
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	52,525	60,883
利益剰余金	186,195	201,329
自己株式	41,028	38,014
株主資本合計	207,692	234,199
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,666	3,795
土地再評価差額金	7,990	7,905
退職給付に係る調整累計額	650	30
その他の包括利益累計額合計	5,974	4,079
新株予約権	578	513
非支配株主持分	647	1,134
純資産合計	202,943	231,767
負債純資産合計	284,367	328,192



## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
売上高	334,163	380,024
売上原価	8 288,440	8 326,591
売上総利益	45,723	53,433
販売費及び一般管理費	1、 2 20,686	1、 2 23,085
営業利益	25,036	30,347
営業外収益		
受取利息	15	14
受取配当金	179	227
固定資産賃貸料	91	158
その他	164	248
営業外収益合計	451	647
営業外費用		
支払利息	8	7
貸倒引当金繰入額	0	117
賃貸費用	63	86
遊休資産費用	35	31
自己株式取得費用	21	15
その他	18	29
営業外費用合計	147	288
経常利益	25,341	30,706
特別利益		
固定資産売却益	3 24	3 16
投資有価証券売却益	161	0
貸倒引当金戻入額	4 328	4 927
企業結合における交換利益	84	
その他	49	30
特別利益合計	649	974
特別損失		
固定資産除却損	5 114	5 83
減損損失	6 391	6 494
特別退職金	163	102
のれん償却額	7 2,273	
その他	239	139
特別損失合計	3,183	819
税金等調整前当期純利益	22,807	30,861
法人税、住民税及び事業税	8,958	10,857
法人税等調整額	663	440
法人税等合計	8,295	10,417
当期純利益	14,512	20,444
非支配株主に帰属する当期純利益	26	53
親会社株主に帰属する当期純利益	14,485	20,390

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益	14,512	20,444
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	318	1,134
退職給付に係る調整額	568	681
その他の包括利益合計	886	1,816
包括利益	1 15,399	1 22,260
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15,369	22,201
非支配株主に係る包括利益	29	59

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	51,264	176,847	36,008	202,104
当期変動額					
剰余金の配当			4,435		4,435
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,485		14,485
自己株式の取得				8,000	8,000
自己株式の処分		99		442	541
子会社の自己株式の取得 による持分の変動					
連結範囲の変動			837		837
株式交換による増加		1,161		2,538	3,700
土地再評価差額金の取崩			134		134
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		1,260	9,347	5,019	5,588
当期末残高	10,000	52,525	186,195	41,028	207,692

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,350	7,856	1,219	6,724	542	621	196,543
当期変動額							
剰余金の配当							4,435
親会社株主に帰属する 当期純利益							14,485
自己株式の取得							8,000
自己株式の処分							541
子会社の自己株式の取得 による持分の変動							
連結範囲の変動							837
株式交換による増加							3,700
土地再評価差額金の取崩		134		134			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	315		568	884	35	26	946
当期変動額合計	315	134	568	749	35	26	6,400
当期末残高	2,666	7,990	650	5,974	578	647	202,943

当連結会計年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	52,525	186,195	41,028	207,692
当期変動額					
剰余金の配当			5,082		5,082
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,390		20,390
自己株式の取得				8,003	8,003
自己株式の処分		244		700	944
子会社の自己株式の取得 による持分の変動		104			104
連結範囲の変動			88		88
株式交換による増加		8,009		10,317	18,326
土地再評価差額金の取崩			84		84
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		8,358	15,134	3,013	26,506
当期末残高	10,000	60,883	201,329	38,014	234,199

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,666	7,990	650	5,974	578	647	202,943
当期変動額							
剰余金の配当							5,082
親会社株主に帰属する 当期純利益							20,390
自己株式の取得							8,003
自己株式の処分							944
子会社の自己株式の取得 による持分の変動							104
連結範囲の変動							88
株式交換による増加							18,326
土地再評価差額金の取崩							84
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,129	84	681	1,895	65	486	2,317
当期変動額合計	1,129	84	681	1,895	65	486	28,823
当期末残高	3,795	7,905	30	4,079	513	1,134	231,767

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	22,807	30,861
減価償却費	5,723	5,866
減損損失	391	494
のれん償却額	3,017	888
貸倒引当金の増減額(は減少)	453	1,436
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	24	36
受取利息及び受取配当金	195	241
支払利息	7	7
売上債権の増減額(は増加)	7,694	2,510
未成工事支出金等の増減額(は増加)	4,257	4,717
仕入債務の増減額(は減少)	801	535
投資有価証券売却損益(は益)	161	0
その他の資産の増減額(は増加)	282	1,106
その他の負債の増減額(は減少)	811	3,137
その他	168	1,085
小計	20,709	35,114
利息及び配当金の受取額	194	241
利息の支払額	7	7
法人税等の支払額	8,351	6,516
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,545	28,831
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額(は増加)	30	94
投資有価証券の取得による支出	151	155
投資有価証券の売却による収入	242	56
子会社株式の取得による支出	241	
有形固定資産の取得による支出	8,864	13,139
無形固定資産の取得による支出	1,171	1,026
有形固定資産の売却による収入	101	26
貸付けによる支出	38	200
貸付金の回収による収入	151	718
保険積立金の積立による支出	96	333
保険積立金の解約による収入	258	435
その他	160	184
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,940	13,896

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	56	30
長期借入金の返済による支出	9	6
自己株式の取得による支出	8,022	8,019
自己株式の売却による収入	329	668
子会社の自己株式の取得による支出		3
配当金の支払額	4,435	5,082
非支配株主への配当金の支払額	2	2
ファイナンス・リース債務の返済による支出	94	82
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,178	12,499
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	5
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,573	2,441
現金及び現金同等物の期首残高	28,818	20,879
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	282	316
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	96	
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,255	5,319
現金及び現金同等物の期末残高	20,879	28,957

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 40社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社カンドーを株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、同社及びその子会社である東京ガスライフバルカンドー株式会社を連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度において非連結子会社であった東亜建材工業株式会社は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。

日新電話設備株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

該当なし

(2) 持分法非適用の非連結子会社(日新電話設備株式会社外)及び関連会社(資材リンコム株式会社外)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社40社の決算日は連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## 1 重要な資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

その他有価証券

## イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

## (2) たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## 2 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 7～45年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3 重要な引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

## (3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。



#### 4 退職給付に係る会計処理の方法

##### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15~16年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

##### (3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5 重要な収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### 6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なものであるについては、発生年度に一括償却しております。

#### 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 8 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

##### (2) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「貸倒引当金戻入額」「為替差益」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益に表示しておりました「貸倒引当金戻入額」16百万円、「為替差益」13百万円は、「その他」164百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

## 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,676百万円	1,195百万円
投資その他の資産その他(出資金)		50百万円

## 2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	13百万円	75百万円

## 3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形		114百万円
支払手形		36百万円

## 4 土地の再評価

連結子会社である日本コムシス株式会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号・最終改正平成17年7月26日法律第87号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

## ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号・最終改正平成18年1月27日政令第12号)第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を行って算定しております。

## ・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,172百万円	2,592百万円

## 5 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未成工事支出金	297百万円	

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
従業員給与	8,789百万円	9,858百万円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
一般管理費	166百万円	193百万円

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
機械、運搬具及び工具器具備品	13百万円	15百万円
土地	10 "	0 "
計	24百万円	16百万円

- 4 貸倒引当金戻入額の内容は次のとおりであります。

貸倒引当金戻入額は、海外子会社と発注者である海外JVとの和解成立に伴い、工事代金の一部返済を受け計上したものであります。

- 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物・構築物	78百万円	78百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	7 "	2 "
その他	28 "	2 "
計	114百万円	83百万円

## 6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府摂津市	事業用資産	土地・建物等	286百万円
福岡県大野城市	事業用資産	建物等	63百万円
福岡県福岡市	事業用資産	建物等	28百万円
高知県四万十市	遊休資産	建物等	12百万円

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

大阪府摂津市の事業用資産については、使用用途の変更に伴い回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

福岡県大野城市の事業用資産については、使用用途の変更に伴い回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

福岡県福岡市の事業用資産については、使用用途の変更に伴い回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

高知県四万十市の遊休資産については、遊休となった建物等について回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府大阪市	事業用資産	建物等	332百万円
東京都中野区	遊休資産	土地・建物等	88百万円
神奈川県横浜市	遊休資産	建物等	30百万円
神奈川県厚木市	事業用資産	建物等	17百万円
徳島県阿南市	事業用資産	建物等	15百万円
岐阜県高山市	遊休資産	土地・建物等	9百万円

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

大阪府大阪市の事業用資産については、建物等の解体撤去を意思決定したことに伴い、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

東京都中野区の遊休資産については、土地・建物等の売買契約を締結したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、売買契約に基づく正味売却価額により測定しております。

神奈川県横浜市の遊休資産については、解体撤去を行った建物等について、その意思決定をした時点で帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額及び解体費用を減損損失として計上しております。

神奈川県厚木市の事業用資産については、建物等の解体撤去を意思決定したことに伴い、解体費用を減損損失として計上しております。

徳島県阿南市の事業用資産については、事務所の閉鎖を行った建物等について、その意思決定をした時点で回収可能価額を零として帳簿価額を減額し、当該減少額及び原状回復費用等を減損損失として計上しております。

岐阜県高山市の遊休資産については、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている資産グループの土地・建物等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を基礎としております。

## 7 のれん償却額

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

のれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成26年11月28日 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、連結子会社である㈱日本エコシステムに係るのれんを一時償却したものであります。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

## 8 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工事損失引当金繰入額	297百万円	250百万円

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	487百万円	1,638百万円
組替調整額	29 "	
税効果調整前	458百万円	1,638百万円
税効果額	139 "	503 "
その他有価証券評価差額金	318百万円	1,134百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	552百万円	817百万円
組替調整額	266百万円	165百万円
税効果調整前	819百万円	983百万円
税効果額	251百万円	302百万円
退職給付に係る調整額	568百万円	681百万円
その他の包括利益合計	886百万円	1,816百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	141,000,000			141,000,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,248,743	4,144,584	2,528,103	31,865,224

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 4,144,000株

単元未満株式の買取による増加 584株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 20株

ストック・オプション行使による減少 349,700株

株式交換による減少 2,128,883株

連結子会社が保有する親会社株式の売却による減少 49,500株

## 3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						578
合計							578

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会 (注)1	普通株式	2,216	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月8日 取締役会(注)2	普通株式	2,222	20.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(注)1 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(1百万円)を含めております。

2 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(1百万円)を含めております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会 (注)	普通株式	利益剰余金	2,183	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(0百万円)を含めております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	141,000,000			141,000,000

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	31,865,224	3,008,741	8,451,194	26,422,771

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	3,007,300株
単元未満株式の買取による増加	1,441株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	5株
ストック・オプション行使による減少	528,000株
株式交換による減少	7,923,189株

### 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）			当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					513
合計						513

### 4 配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会 （注）1	普通株式	2,183	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月7日 取締役会（注）2	普通株式	2,900	25.00	平成29年9月30日	平成29年12月5日

（注）1 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金（0百万円）を含めております。

2 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金（1百万円）を含めております。

#### （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会 （注）	普通株式	利益剰余金	2,865	25.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

（注）連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金（1百万円）を含めております。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
現金預金勘定	20,961百万円	29,144百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	82 "	186 "
現金及び現金同等物	20,879百万円	28,957百万円

## 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

株式の取得により東京舗装工業株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	6,202 百万円
固定資産	2,797 "
資産合計	8,999 百万円
流動負債	5,020 百万円
固定負債	718 "
負債合計	5,739 百万円

当連結会計年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

株式の取得により株式会社カンドー及びその子会社である東京ガスライフバルカンドー株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	11,433 百万円
固定資産	10,892 "
資産合計	22,326 百万円
流動負債	5,589 百万円
固定負債	2,834 "
負債合計	8,424 百万円

(リース取引関係)

## 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、電気通信設備工事事業における車両であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 2 ファイナンス・リース取引(貸主側)

## (1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
リース料債権部分	2,162	2,192
見積残存価額部分	269	291
受取利息相当額	140	235
リース投資資産	2,572	2,719

## (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	849	584	379	216	94	37

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	779	572	409	265	113	52

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループファイナンス及び銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	20,961	20,961	
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	114,322	114,322	
資産計	135,284	135,284	
(3) 支払手形・工事未払金等	55,577	55,577	
負債計	55,577	55,577	

当連結会計年度（平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	29,144	29,144	
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	121,826	121,826	
資産計	150,970	150,970	
(3) 支払手形・工事未払金等	59,749	59,749	
負債計	59,749	59,749	

## (注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	20,961			
受取手形・完成工事未収入金等	114,322			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債				
社債		100		
その他				
合計	135,284	100		

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	29,144			
受取手形・完成工事未収入金等	121,826			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債				
社債		100		
その他				
合計	150,970	100		

## (有価証券関係)

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前連結会計年度(平成29年3月31日)及び当連結会計年度(平成30年3月31日)

該当事項はありません。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,350	4,467	3,882
	債券 その他			
	小計	8,350	4,467	3,882
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	198	230	32
	債券 その他	98	100	1
	小計	297	330	33
合計		8,648	4,798	3,849

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,014	4,480	5,534
	債券 その他			
	小計	10,014	4,480	5,534
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	764	810	45
	債券 その他	98	100	1
	小計	863	910	46
合計		10,878	5,390	5,487

## 3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	50	27	
債券			
その他	40	2	0
合計	91	30	0

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2	0	
債券			
その他			
合計	2	0	

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度に加入しております。また、当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

## 2 確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	38,230	39,401
勤務費用	2,693	2,877
利息費用	23	39
数理計算上の差異の発生額	104	21
退職給付の支払額	2,598	2,571
新規連結子会社の取得に伴う増加額	1,093	3,582
簡便法から原則法への変更に伴う増加額		141
その他	64	41
退職給付債務の期末残高	39,401	43,408

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	45,609	47,208
期待運用収益	1,257	1,137
数理計算上の差異の発生額	448	795
事業主からの拠出額	1,559	1,722
退職給付の支払額	2,176	2,015
新規連結子会社の取得に伴う増加額	510	603
その他		10
年金資産の期末残高	47,208	49,461

## (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,011	2,079
退職給付費用	233	286
退職給付の支払額	119	125
制度への拠出額	45	63
新規連結子会社の取得に伴う減少額		89
簡便法から原則法への変更に伴う減少額		141
退職給付に係る負債の期末残高	2,079	1,947

## (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	38,393	42,196
年金資産	47,580	50,116
	9,187	7,920
非積立型制度の退職給付債務	3,460	3,814
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,727	4,106
退職給付に係る負債	4,355	7,263
退職給付に係る資産	10,082	11,370
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,727	4,106

(注)簡便法を適用した制度を含めております。

## (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	2,693	2,877
利息費用	23	39
期待運用収益	1,257	1,137
数理計算上の差異の費用処理額	590	491
過去勤務費用の費用処理額	312	327
簡便法で計算した退職給付費用	233	286
確定給付制度に係る退職給付費用	1,969	2,230

## (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	327	327
数理計算上の差異	1,149	1,309
合計	819	982



## (7)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成29年3月31日）	当連結会計年度 （平成30年3月31日）
未認識過去勤務費用	893	654
未認識数理計算上の差異	1,967	612
合計	1,074	42

## (8)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年3月31日）	当連結会計年度 （平成30年3月31日）
債券	55%	55%
株式	34%	34%
現金及び預金	1%	1%
その他	10%	10%
合計	100%	100%

（注）年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度12%、当連結会計年度12%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (9)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
割引率	主として0.0%	主として0.0%
長期期待運用収益率	主として3.2%	主として2.8%

## 3 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度236百万円、当連結会計年度321百万円であり、ます。

(ストック・オプション等関係)

## 1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	198百万円	208百万円

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月10日
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 108,400	普通株式 145,000
付与日	平成21年8月24日	平成22年8月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年8月25日 ～平成51年8月24日	平成22年8月27日 ～平成52年8月26日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成23年8月10日	平成24年8月8日
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 21	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 180,100	普通株式 152,600
付与日	平成23年8月26日	平成24年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年8月27日 ～平成53年8月26日	平成24年8月25日 ～平成54年8月24日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成24年6月28日	平成25年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社子会社取締役 124 当社子会社執行役員 42	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 587,000	普通株式 87,300
付与日	平成24年8月28日	平成25年8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利確定日まで当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成24年8月28日 ～平成26年8月28日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月29日 ～平成30年8月28日	平成25年8月24日 ～平成55年8月23日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成25年6月27日	平成26年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 43	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 349,500	普通株式 54,300
付与日	平成25年8月23日	平成26年8月22日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成25年8月23日 ～平成27年8月23日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年8月24日 ～平成31年8月23日	平成26年8月23日 ～平成56年8月22日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 42	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 373,000	普通株式 55,800
付与日	平成26年8月22日	平成27年8月21日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成26年8月22日 ～平成28年8月22日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年8月23日 ～平成32年8月22日	平成27年8月22日 ～平成57年8月21日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成27年 6月26日	平成28年 8月 5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 381,500	普通株式 59,200
付与日	平成27年 8月21日	平成28年 8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成27年 8月21日 ～平成29年 8月21日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年 8月22日 ～平成36年 8月21日	平成28年 8月24日 ～平成58年 8月23日

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	平成28年 6月29日	平成29年 8月 4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 367,500	普通株式 36,800
付与日	平成28年 8月23日	平成29年 8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成30年 8月24日 ～平成37年 8月23日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年 8月24日 ～平成37年 8月23日	平成29年 8月24日 ～平成59年 8月23日

	第17回新株予約権
決議年月日	平成29年 6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 386,500
付与日	平成29年 8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成31年 8月24日 ～平成38年 8月23日
権利行使期間	平成31年 8月24日 ～平成38年 8月23日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月10日	平成23年8月10日	平成24年8月8日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	26,000	35,400	41,800	45,700
権利確定(株)				
権利行使(株)	20,700	28,200	30,900	24,900
失効(株)				
未行使残(株)	5,300	7,200	10,900	20,800

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成24年6月28日	平成25年8月6日	平成25年6月27日	平成26年8月5日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	30,500	42,500	59,400	28,700
権利確定(株)				
権利行使(株)	11,000	20,000	35,800	13,100
失効(株)				
未行使残(株)	19,500	22,500	23,600	15,600

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年8月6日	平成27年6月26日	平成28年8月5日
権利確定前				
期首(株)			371,500	
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)			371,500	
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	346,500	42,900		59,200
権利確定(株)			371,500	
権利行使(株)	229,600	16,400	80,800	16,600
失効(株)				
未行使残(株)	116,900	26,500	290,700	42,600

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	平成28年6月29日	平成29年8月4日	平成29年6月29日
権利確定前			
期首(株)	367,500		
付与(株)		36,800	386,500
失効(株)			
権利確定(株)		36,800	
未確定残(株)	367,500		386,500
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)		36,800	
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)		36,800	

## 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月10日	平成23年8月10日	平成24年8月8日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,341	2,341	2,341	2,343
付与日における公正な評価単価(円)	945	605	631	862

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成24年6月28日	平成25年8月6日	平成25年6月27日	平成26年8月5日
権利行使価格(円)	1,005	1	1,366	1
行使時平均株価(円)	2,610	2,367	2,394	2,373
付与日における公正な評価単価(円)	218	1,075	177	1,746

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年8月6日	平成27年6月26日	平成28年8月5日
権利行使価格(円)	1,969	1	1,928	1
行使時平均株価(円)	2,555	2,398	2,767	2,347
付与日における公正な評価単価(円)	339	1,392	205	1,705

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	平成28年6月29日	平成29年8月4日	平成29年6月29日
権利行使価格(円)	1,923	1	2,404
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)	378	2,046	382

## 3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション(第16回及び第17回新株予約権)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第16回新株予約権
株価変動性	(注) 1	28.01%
予想残存期間	(注) 2	5年
予想配当	(注) 3	40円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.095%

(注) 1 5年間(平成24年8月24日から平成29年8月23日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 平成29年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

		第17回新株予約権
株価変動性	(注) 1	27.44%
予想残存期間	(注) 2	5.50年
予想配当	(注) 3	40円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.091%

(注) 1 平成24年2月21日から平成29年8月23日までの株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 平成29年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

## 4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金	501百万円	270百万円
役員退職慰労引当金等	211 "	221 "
未払事業税等	365 "	441 "
未払費用	2,813 "	3,329 "
投資有価証券評価損	1,747 "	1,732 "
ゴルフ会員権評価損	146 "	126 "
ソフトウェア評価損	14 "	13 "
その他有価証券評価差額金	0 "	0 "
子会社土地評価差額	607 "	619 "
繰越欠損金	504 "	415 "
その他	1,627 "	2,010 "
繰延税金資産小計	8,540百万円	9,180百万円
評価性引当額	3,265 "	3,390 "
繰延税金資産合計	5,274百万円	5,789百万円
<b>繰延税金負債</b>		
退職給付に係る資産等	593百万円	114百万円
固定資産圧縮積立金	437 "	675 "
特別償却準備金	925 "	727 "
子会社土地評価差額	1,121 "	1,125 "
その他	1,359 "	1,979 "
繰延税金負債合計	4,438百万円	4,623百万円
繰延税金資産の純額	836百万円	1,166百万円

## 2 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
再評価に係る繰延税金資産	3,396百万円	3,370百万円
評価性引当額	3,396 "	3,370 "
再評価に係る繰延税金資産の合計		
<b>繰延税金負債</b>		
再評価に係る繰延税金負債	1,369百万円	1,369百万円
再評価に係る繰延税金負債の合計	1,369百万円	1,369百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	1,369百万円	1,369百万円

## 3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.0%	0.8%
永久に益金に算入されない項目	0.8%	0.1%
住民税均等割等	0.9%	0.7%
のれんの償却額	4.1%	0.9%
税率変更による期末繰延税金資産及び 繰延税金負債の減額修正		0.1%
評価性引当額	0.0%	0.2%
その他	0.4%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4%	33.8%



## (企業結合等関係)

## 取得による企業結合

## (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社カンドー

事業の内容

ガス管施設ならびに水道衛生、空気調和、冷暖房工事、電気ならびに電気通信工事、土木、造園、防水、機械器具設置、下水管ならびに建築工事等

企業結合を行った主な理由

株式会社カンドーは、導管事業から都市設備事業まで幅広い事業を手掛けております。特に、ガスインフラ施工についての豊富なノウハウや実績を構築しており、高い施工能力を強みとし、発注者様から厚い信頼を獲得しております。

当社は、本株式交換により、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、ガス、通信、電気、上・下水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びITプラットフォームの共有・活用による効率化など、コムシスグループ及びカンドーグループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することにより、企業価値の一層の向上を図るものとなりました。

企業結合日

平成29年7月1日

企業結合の法的形式

株式交換

結合後企業の名称

株式会社カンドー

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

## (2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年7月1日から平成30年3月31日まで

## (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	18,326百万円
取得原価		18,326百万円

## (4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

株式会社カンドーの普通株式1株につき、当社の普通株式6.19株を割当て交付しました。

交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるGCA株式会社(以下、「GCA」という。)に本株式交換における株式交換比率の算定を依頼し、GCAによる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、決定しております。

交付した株式数 7,923,200株

## (5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 158百万円

## (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

5,966百万円

発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	11,567 百万円
固定資産	10,615 "
資産合計	22,182 百万円
流動負債	5,722 百万円
固定負債	3,561 "
負債合計	9,283 百万円

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

コムシスグループは、持株会社である当社の下、各統括事業会社を中心としたグループが、それぞれの担当事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、統括事業会社を中心としたグループ別のセグメントから構成されており、「日本コムシスグループ」、「サンワコムシスエンジニアリンググループ」、「TOSYSグループ」、「つうけんグループ」、「コムシス情報システムグループ」の5つを報告セグメントとしております。

「日本コムシスグループ」は、主にNTTグループを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。「サンワコムシスエンジニアリンググループ」は、主にNCCを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。

「TOSYSグループ」は、信越エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「つうけんグループ」は、主に北海道エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「コムシス情報システムグループ」は、情報処理関連事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失( )、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表 計上額 (注)3
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	213,754	42,209	22,527	46,116	8,515	333,123	1,040	334,163		334,163
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,572	1,567	4,336	614	1,472	14,562	12,707	27,270	27,270	
計	220,327	43,776	26,864	46,730	9,987	347,686	13,747	361,434	27,270	334,163
セグメント利益	18,314	1,833	1,231	2,632	760	24,772	9,219	33,991	8,954	25,036
セグメント資産	209,994	29,580	21,886	37,567	6,061	305,089	94,323	399,413	115,046	284,367
その他の項目										
減価償却費	4,093	131	342	899	27	5,493	83	5,577	146	5,723
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	7,414	71	537	1,405	31	9,460	33	9,494	133	9,627

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社(純粋持株会社)であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表 計上額 (注)3
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	245,302	53,084	23,195	47,873	8,976	378,431	1,593	380,024		380,024
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,727	1,053	5,331	889	1,522	16,525	11,047	27,572	27,572	
計	253,030	54,137	28,526	48,762	10,498	394,956	12,641	407,597	27,572	380,024
セグメント利益	20,621	4,201	1,390	2,801	940	29,955	7,187	37,142	6,794	30,347
セグメント資産	241,071	32,230	22,869	38,348	6,695	341,215	103,399	444,614	116,422	328,192
その他の項目										
減価償却費	4,061	117	335	1,118	27	5,660	79	5,740	125	5,866
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	11,455	112	766	1,884	26	14,245	70	14,315	116	14,432

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社(純粋持株会社)であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	184,509	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	185,937	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	日本コムシスグループ	サンワコムシスエンジニアリンググループ	TOSYSグループ	つうけんグループ	コムシス情報システムグループ	計			
減損損失	391					391			391

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	日本コムシスグループ	サンワコムシスエンジニアリンググループ	TOSYSグループ	つうけんグループ	コムシス情報システムグループ	計			
減損損失	494					494			494

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	日本コムシスグループ (注)	サンワコムシスエンジニアリンググループ	TOSYSグループ	つうけんグループ	コムシス情報システムグループ	計			
当期償却額	2,984			33		3,017			3,017
当期末残高	599			67		666			666

（注）「日本コムシスグループ」の当期償却額には、特別損失に計上した「のれん償却額」2,273百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	日本コムシスグループ	サンワコムシスエンジニアリンググループ	TOSYSグループ	つうけんグループ	コムシス情報システムグループ	計			
当期償却額	789			99		888			888
当期末残高	5,776			193		5,969			5,969

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。



## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,848.33円	2,008.42円
1株当たり当期純利益金額	129.96円	178.64円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	129.52円	177.89円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	14,485	20,390
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	14,485	20,390
普通株式の期中平均株式数(千株)	111,462	114,145
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	373	476
(うち新株予約権(千株))	(373)	(476)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	平成28年8月5日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 367千株	

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (平成29年3月31日)	当連結会計年度末 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	202,943	231,767
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,226	1,647
(うち新株予約権(百万円))	(578)	(513)
(うち非支配株主持分(百万円))	(647)	(1,134)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	201,717	230,119
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株 式の数(千株)	109,134	114,577

## (重要な後発事象)

## (自己株式の取得)

当社は、平成30年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類    | 当社普通株式   |
| (3) 取得し得る株式の総数   | 200万株(上限)  |
| (4) 取得価額の総額      | 50億円(上限)   |
| (5) 取得期間         | 平成30年5月9日から平成31年3月31日まで  |

## (株式交換による完全子会社化)

平成30年5月8日に開催された取締役会において、当社は、( )当社を株式交換完全親会社、NDS株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換、( )当社を株式交換完全親会社、株式会社SYSKENを株式交換完全子会社とする株式交換、( )当社を株式交換完全親会社、北陸電話工事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを各々決議するとともに、同日付で各々株式交換契約を締結しました。本株式交換は、いずれも平成30年10月1日を効力発生日として実施する予定です。

また、この株式交換の結果、NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社は、平成30年9月26日に上場廃止となる予定です。

## (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容、規模

NDS株式会社(総合エンジニアリング事業、ICTソリューション事業、住宅不動産事業)

グループの総資産、売上高は以下のとおりです。

総資産 70,959百万円(平成30年3月期)

売上高 78,013百万円(平成30年3月期)

株式会社SYSKEN(情報電気通信事業、総合設備事業、その他)

グループの総資産、売上高は以下のとおりです。

総資産 24,052百万円(平成30年3月期)

売上高 28,088百万円(平成30年3月期)

北陸電話工事株式会社(通信建設事業、情報システム事業)

グループの総資産、売上高は以下のとおりです。

総資産 10,270百万円(平成30年3月期)

売上高 13,447百万円(平成30年3月期)

#### 企業結合を行う主な理由

NDSグループは、東海・北陸圏においてNTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を担っている他、東海・北陸圏に加え首都圏・関西圏において、官公庁及び一般企業からの通信設備・電気・土木等の工事請負、ICT関連事業、半導体製造装置設置・保守事業、情報システム開発事業、交通系電子マネー決済事業等の拡大に注力しております。

SYSKENグループは、NTTインフラ構築事業、総合設備構築事業を事業の柱として多方面に亘る事業展開を進めており、NTTグループをはじめとする情報通信インフラや電気・空調などの総合設備分野において主に九州を中心に営業展開している企業として地域の活性化や発展に注力しております。

北陸電話工事グループは、北陸エリアを主たる基盤としてNTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を中核事業としており、加えて公共及び一般のお客様に向けたネットワーク構築や電線類地中化工事、太陽光発電設備構築などの通信建設事業、ソフト開発やデータ放送関連などの情報システム関連事業にも注力しております。

当社は、本株式交換により、当社と各グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、当社と各対象会社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びITプラットフォームの共有・活用による効率化など、CHDグループとNDSグループ、SYSKENグループ及び北陸電話工事グループのそれぞれの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

企業結合予定日 　　いずれも平成30年10月1日

企業結合の法的形式 　　いずれも株式交換

結合後企業の名称 　　NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社

取得する議決権比率 　　いずれも100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、いずれも完全子会社化することによるものであります。

#### (2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

##### 株式の種類別の交換比率

以下のとおり各社の普通株式に対し、当社の普通株式を割当て交付いたします。

NDS株式会社 　　2.07株

株式会社SYSKEN 　　1.04株

北陸電話工事株式会社 　　0.178株

##### 交換比率の算定方法

本株式交換に用いられる各株式交換比率の算定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、当社及び各対象会社が、それぞれ依頼した、独立した第三者算定機関による各算定・分析結果を参考に、当社及び各対象会社が実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及び各対象会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因をそれぞれ総合的に勘案し、当社と各対象会社との間で個別に協議・交渉を行い、決定しております。

(注) 未確定の項目については、記載を省略しております。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100	100	1.0	
1年以内に返済予定の長期借入金	13	6	1.0	
1年以内に返済予定のリース債務	92	71	2.3	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	11	5	1.0	平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	204	127	2.4	平成31年～平成36年
その他有利子負債				
合計	422	310		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5			
リース債務	52	34	24	12

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	63,936	152,188	243,610	380,024
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	3,904	10,422	17,850	30,861
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	2,611	6,814	11,755	20,390
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	23.93	60.39	103.28	178.64

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	23.93	36.46	42.89	74.99

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	10	20
関係会社預け金	16,229	26,488
未収入金	1 3,066	1 4,311
未収還付法人税等	2,496	
繰延税金資産	24	30
その他	40	30
流動資産合計	21,868	30,881
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	3	9
減価償却累計額	3	5
有形固定資産合計	0	3
無形固定資産		
ソフトウェア	13	13
無形固定資産合計	13	13
投資その他の資産		
投資有価証券	98	98
関係会社株式	68,802	68,802
繰延税金資産	74	53
前払年金費用	2	2
その他	108	74
投資その他の資産合計	69,086	69,031
固定資産合計	69,099	69,048
資産合計	90,968	99,930

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
関係会社預り金	20,217	11,014
未払法人税等	20	5,464
その他	432	288
流動負債合計	20,670	16,766
固定負債		
長期未払金	10	1
固定負債合計	10	1
負債合計	20,680	16,767
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
その他資本剰余金	83,524	91,703
資本剰余金合計	93,524	101,703
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,479	9,153
利益剰余金合計	7,479	9,153
自己株式	41,295	38,207
株主資本合計	69,709	82,649
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
新株予約権	578	513
純資産合計	70,287	83,162
負債純資産合計	90,968	99,930

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 8,962	1 6,790
経営管理料	1 1,010	1 1,077
営業収益合計	9,972	7,867
営業費用		
一般管理費	2 987	2 1,079
営業利益	8,985	6,787
営業外収益		
受取利息	1 28	1 31
未払配当金除斥益	5	5
法人税等還付加算金		22
その他	0	0
営業外収益合計	33	60
営業外費用		
支払利息	1 30	1 9
自己株式取得費用	21	15
その他	0	1
営業外費用合計	53	27
経常利益	8,965	6,821
特別利益		
新株予約権戻入益	4	
その他	0	
特別利益合計	4	
税引前当期純利益	8,970	6,821
法人税、住民税及び事業税	43	49
法人税等調整額	5	14
法人税等合計	49	64
当期純利益	8,921	6,757



## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	58,815	33,531	92,347	2,998
当期変動額					
準備金から剰余金への振替		48,815	48,815		
剰余金の配当					4,439
当期純利益					8,921
自己株式の取得					
自己株式の処分			38	38	
株式交換による増加			1,138	1,138	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		48,815	49,993	1,177	4,481
当期末残高	10,000	10,000	83,524	93,524	7,479

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	36,282	69,063	1	542	69,604
当期変動額					
準備金から剰余金への振替					
剰余金の配当		4,439			4,439
当期純利益		8,921			8,921
自己株式の取得	8,000	8,000			8,000
自己株式の処分	427	465			465
株式交換による増加	2,561	3,700			3,700
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	35	36
当期変動額合計	5,012	646	0	35	683
当期末残高	41,295	69,709	0	578	70,287

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	83,524	93,524	7,479
当期変動額					
準備金から剰余金への振替					
剰余金の配当					5,083
当期純利益					6,757
自己株式の取得					
自己株式の処分			239	239	
株式交換による増加			7,939	7,939	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			8,178	8,178	1,673
当期末残高	10,000	10,000	91,703	101,703	9,153

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	41,295	69,709	0	578	70,287
当期変動額					
準備金から剰余金への振替					
剰余金の配当		5,083			5,083
当期純利益		6,757			6,757
自己株式の取得	8,003	8,003			8,003
自己株式の処分	704	944			944
株式交換による増加	10,387	18,326			18,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	65	65
当期変動額合計	3,088	12,940	0	65	12,874
当期末残高	38,207	82,649	0	513	83,162

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

## 1 関係会社項目

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
未収入金	3,066百万円	4,311百万円

(損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

## 営業収益

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
受取配当金	8,962百万円	6,790百万円
経営管理料	1,010 "	1,077 "

## 営業外収益

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
受取利息	28百万円	31百万円

## 営業外費用

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
支払利息	30百万円	9百万円

## 2 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
役員報酬	173百万円	173百万円
給料諸手当	304 "	335 "
株式報酬費用	163 "	173 "

## (有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)及び当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式で市場価格のあるものはありません。

## (注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
子会社株式	68,802	68,802

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
長期未払金	3百万円	0百万円
株式報酬費用	71 "	53 "
未払金	20 "	23 "
その他有価証券評価差額金	0 "	0 "
未払事業税等	3 "	6 "
繰延税金資産合計	99百万円	84百万円
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	0百万円	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円	0百万円
繰延税金資産の純額	98百万円	83百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	67.4%	0.7%
永久に益金に算入されない項目	97.7%	30.72%
その他	0.0%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5%	0.9%

## (企業結合等関係)

## 取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

## (自己株式の取得)

当社は、平成30年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類    | 当社普通株式   |
| (3) 取得し得る株式の総数   | 200万株(上限)  |
| (4) 取得価額の総額      | 50億円(上限)   |
| (5) 取得期間         | 平成30年5月9日から平成31年3月31日まで  |

## (株式交換による完全子会社化)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により、記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品				9	5	1	3
有形固定資産計				9	5	1	3
無形固定資産							
ソフトウェア				75	62	10	13
無形固定資産計				75	62	10	13

(注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 「当期末残高」は取得原価により記載しております。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 <a href="http://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/">http://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度（第14期）	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度（第14期）	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及び確認書	（第15期第1四半期）	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月7日 関東財務局長に提出。
	（第15期第2四半期）	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月9日 関東財務局長に提出。
	（第15期第3四半期）	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月8日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書		平成29年6月30日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書		平成29年8月4日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書		平成30年5月8日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書		平成30年5月8日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の 訂正報告書	平成29年8月4日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の訂正報告書		平成29年8月24日 関東財務局長に提出。
(6) 自己株券買付状況 報告書	報告期間	自 平成29年6月1日 至 平成29年6月30日	平成29年7月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年7月31日	平成29年8月10日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年8月1日 至 平成29年8月31日	平成29年9月12日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年9月1日 至 平成29年9月30日	平成29年10月13日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年10月1日 至 平成29年10月31日	平成29年11月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年11月1日 至 平成29年11月30日	平成29年12月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年12月1日 至 平成29年12月31日	平成30年1月12日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成30年1月1日 至 平成30年1月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成30年2月1日 至 平成30年2月28日	平成30年3月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成30年3月1日 至 平成30年3月31日	平成30年4月13日 関東財務局長に提出。
報告期間	自 平成30年5月1日 至 平成30年5月31日	平成30年6月14日 関東財務局長に提出。	

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月26日

コムシスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	南	成 人	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	原	伸 夫	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	新 島	敏 也	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを各々決議するとともに、同日付で各々株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシスホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、コムシスホールディングス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月26日

コムシスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員                      公 認 会 計 士      南      成   人                      印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員                      公 認 会 計 士      原      伸   夫                      印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員                      公 認 会 計 士      新 島   敏   也                      印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを各々決議するとともに、同日付で各々株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。